

平成28年度版

青森県の男女共同参画の現状と施策

～ 男女が わかち合い ささえ合う 青森県 ～

青 森 県

「男女が わかち合い ささえ合う 青森県」を目指して



青森県知事 三村 申吾

人口が減少し、社会経済環境が変化していく中で、男女が互いに人権を尊重し、社会の対等な構成員として、あらゆる分野においてそれぞれの個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、21世紀の最重要課題です。

青森県では、男女共同参画社会の実現をめざして、平成13年に「青森県男女共同参画推進条例」を制定し、これまで3次にわたり、「あおり男女共同参画プラン21」を策定して、「男女が わかち合い ささえ合う 青森県」を目標として各種施策を展開してきました。

これまでの取組の結果、県内市町村における男女共同参画基本計画策定割合は、100%を達成するなど、着実な成果を得ている一方で、県審議会等の女性委員比率や男性の育児休業取得率等については、依然としてプランの目標値に達していない状況です。

そのため、県としては、男女共同参画に係る取組をさらに推進し、男女がそれぞれの個性と能力を十分に発揮することができる社会をめざし、多様な場面における環境づくりを進めていきたいと考えています。

本書は、「青森県男女共同参画推進条例」に基づく報告書として、本県における平成27年度の男女共同参画の推進状況及び施策の実施状況等を明らかにするものです。

本書が、多くの皆様に、男女共同参画についての気づきと理解を深めていただくきっかけとなり、家庭や職場、地域など、身近なところで、それぞれが、できることから実行していくために大いに活用されることを心から期待しています。

平成29年1月

目 次

第1部 青森県における男女共同参画の現状

1 政策・方針決定過程への女性の参画状況	2
（1）県議会・市町村議会の女性議員の状況	2
（2）審議会等における女性の登用状況	3
（3）県における女性管理職の登用状況	4
2 教育・学習の機会における状況	5
（1）高等学校卒業者の進学状況	5
（2）大学・短期大学等への進学率	5
（3）進学者の学部学科別比率	6
3 職場・家庭における状況	7
（1）本県における労働力人口	7
（2）本県における男女別・年齢階級別労働力率	7
（3）女性就業者の推移	8
（4）男女別所定内給与額	9
（5）女性のパートタイム労働者の就業状況	10
（6）年間総労働時間	10
（7）男女別育児休業制度の利用状況	11
（8）男性の家事・育児参画状況	11
4 農林水産業における状況	12
（1）家族経営協定締結農家数	12
（2）農山漁村女性の登用状況及びリーダー等の育成状況	12
（3）農山漁村女性の起業等の状況	13
（4）漁業における女性就業者数	13
5 地域社会における状況	14
（1）消防団員に占める女性団員の割合	14
（2）自治会長に占める女性の割合	14
6 女性に対する暴力の状況	15
（1）配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談件数	15
（2）警察におけるDV相談取扱状況	15
<資料> 青森県の人口	16

第2部 青森県における男女共同参画の施策

1 県の推進体制	22
2 第3次あおり男女共同参画プラン 21	24
3 第3次あおり男女共同参画プラン 21 に関連する指標	25
4 男女共同参画の推進に係る主な取組・関連事業	27
5 青森県男女共同参画センターの事業	40

第3部 資料編

1 市町村における男女共同参画の状況	44
（1）男女共同参画に関する条例の制定状況	44
（2）男女共同参画基本計画の策定状況	44
（3）市町村議会議員の状況	46
（4）庁内推進体制整備状況	47
（5）諮問機関設置状況	47
（6）男女共同参画・女性のための総合的な施設	47
（7）市町村男女共同参画行政担当窓口	48
2 参考資料	50
（1）青森県男女共同参画推進条例	50
（2）青森県男女共同参画推進本部設置要綱	52
（3）青森県男女共同参画・子育て支援社会形成促進センター条例	55
（4）青森県附属機関に関する条例（抜粋）	58
（5）青森県男女共同参画審議会委員名簿	61
（6）男女共同参画の推進に関する年表	62

第 1 部

青森県における男女共同参画の現状

1 政策・方針決定過程への女性の参画状況

(1) 県議会・市町村議会の女性議員の状況

平成 27 年 12 月 31 日現在の県議会議員は 48 人（定数 48 人）のうち女性は 3 人で、女性の割合は 6.3%と
ている。

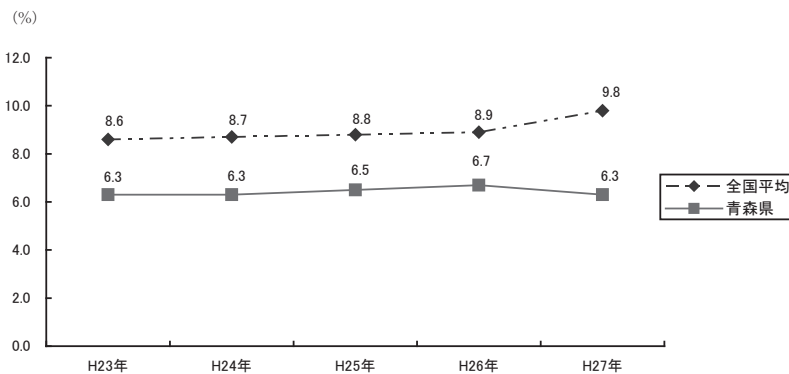
また、総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調」によると、市町村議員総数は 598 人
で、女性は 38 人（6.4%）、男性は 560 人（93.6%）となっている。

内訳は、市議会議員は 241 人で、女性が 28 人（11.6%）、男性が 213 人（88.4%）、町村議会議員は 357 人
で、女性が 10 人（2.8%）、男性が 347 人（97.2%）となっている。

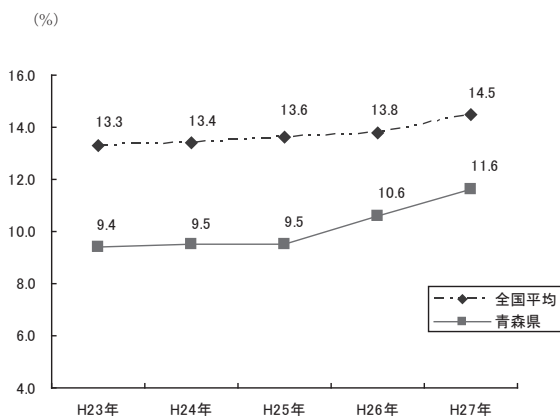
最近の県議会議員一般選挙における議員数（単位：人）（各年 1 2 月 3 1 日現在）

年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
総議員数	48	48	46	45	48
うち女性議員数	3	3	3	3	3
女性比率 (%)	6.3	6.3	6.5	6.7	6.3

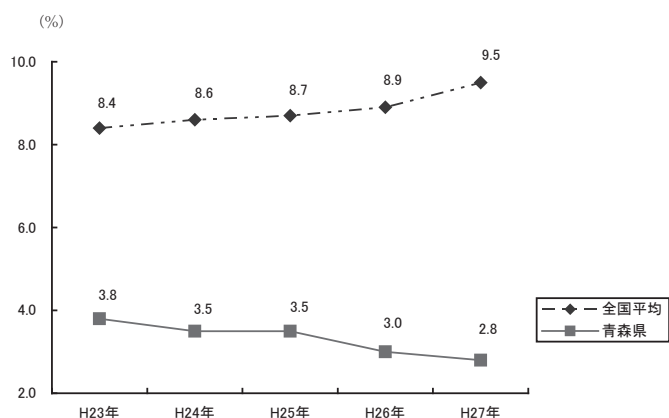
県議会における女性議員の割合



市議会における女性議員の割合



町村議会における女性議員の割合



資料：総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調」

(2) 審議会等における女性の登用状況

平成28年4月1日現在で、県が設置する審議会等数は76であり、うち70審議会で女性委員を登用しており、その割合は92.1%となっている。女性委員の登用率は35.6%（委員総数952人中、女性が339人）となっている。

また、平成28年4月1日現在の市町村の審議会等数は773であり、女性を含む審議会等数は588で、その割合は76.1%となっている。委員総数は9,195人となっており、うち女性は2,161人で、その割合は23.5%となっている。うち市の審議会数（広域組合含む）は371であり、うち291審議会で女性委員を登用しており、その割合は78.4%となっている。女性委員の登用率は25.3%となっている。町村の審議会数は402であり、うち297審議会で女性委員を登用しており、その割合は73.9%となっている。女性委員の登用率は21.6%となっている。

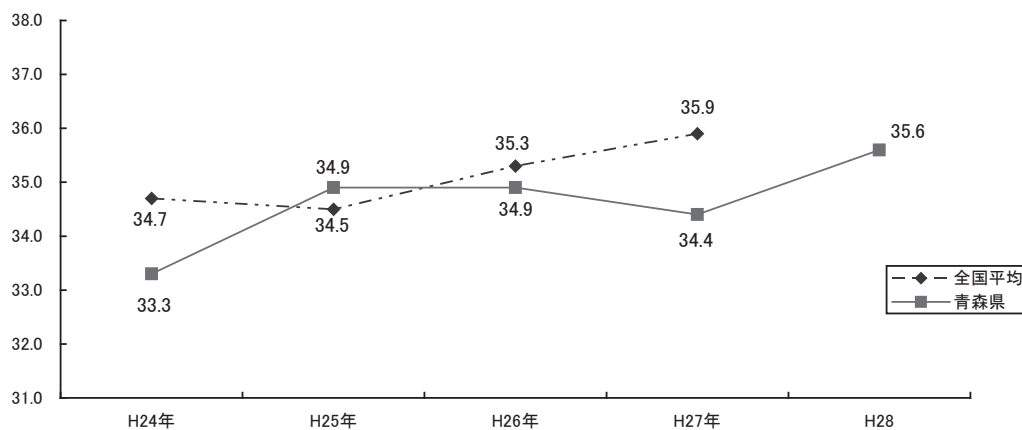
県の各種審議会等への登用状況（各年4月1日現在）

年		平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
機 関 数		71	72	72	75	76
	うち女性を含む審議会数 (割合)	65 (91.5%)	68 (94.4%)	68 (94.4%)	68 (90.7%)	70 (92.1%)
委 員 数 (人)		937	965	975	954	952
	うち女性委員数 (人) (割合)	312 (33.3%)	337 (34.9%)	340 (34.9%)	328 (34.4%)	339 (35.6%)

資料：青少年・男女共同参画課

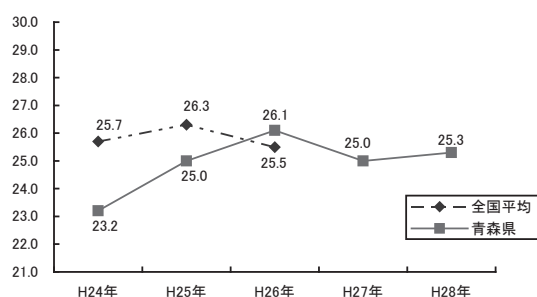
県の審議会等における女性委員の割合（資料：青少年・男女共同参画課 全国平均は、政令指定都市を除く。）

(%)



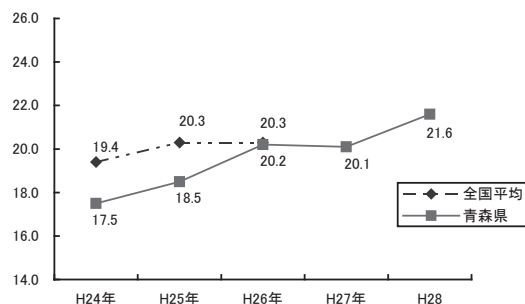
市の審議会等における女性委員の割合（広域組合含む。）

(%)



町村の審議会等における女性委員の割合

(%)



資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

(3) 県における女性管理職の登用状況

平成 28 年 4 月 1 日現在の女性管理職の登用状況については、管理職総数は、714 人で、女性は 49 人 (6.9%)、となっている。

女性管理職の登用状況 (各年 4 月 1 日現在)

年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
管理職 職員数	695 人	704 人	723 人	707 人	714 人
うち女性職員数	41 人	48 人	45 人	49 人	49 人
女性比率	5.9%	6.8%	6.2%	6.9%	6.9%
(参考) 全国	6.5%	6.8%	7.2%	7.7%	-

資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」
対象は、知事部局、教育庁、病院局、警察を含む。管理職のとらえ方については、本庁課長
相当職に就くものと定義をして、各都道府県で集計した結果に基づき全国平均を算出している。

2 教育・学習の機会における状況

(1) 高等学校卒業者の進学状況

平成 27 年度卒業者の進学状況を学校種別にみると、大学への進学者数は 4,525 人で、うち女子は 2,169 人で 47.9%を占めている。また、短期大学への進学者数は 678 人で、うち女子が 609 人で 89.8%を占め、短期大学については女子の進学者が圧倒的に多くなっている。

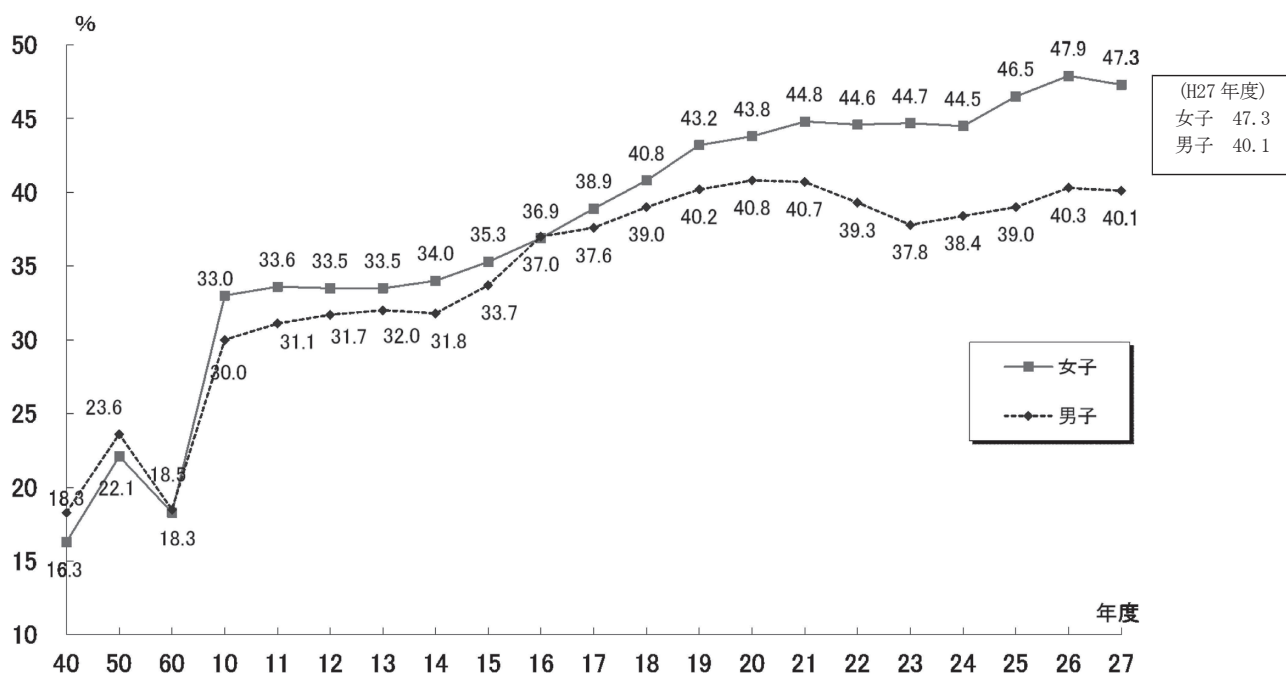
高等学校卒業者の進学状況（平成 28 年 5 月 1 日現在）

区分	平成 28 年 3 月 高等学校 卒業 者 数	進学者数		左の学校種別別進学者数					
		進学者数	進学率	大学（学部）		短期大学（本科）		その他	
				進学者数	割合	進学者数	割合	進学者数	割合
女子	6,052 人	2,864 人	(53.6%) 47.3%	2,169 人	(47.9%) 35.8%	609 人	(89.8%) 10.1%	86 人	(61.0%) 1.4%
男子	6,190 人	2,480 人	(46.4%) 40.1%	2,356 人	(52.1%) 38.1%	69 人	(10.2%) 1.1%	55 人	(39.0%) 0.9%
計	12,242 人	5,344 人	(100%) 43.7%	4,525 人	(100%) 37.0%	678 人	(100%) 5.5%	141 人	(100%) 1.2%

資料：教育政策課「平成 27 年度高等学校等卒業者の進路状況」を参考とし算出

(2) 大学・短期大学等への進学率

平成 27 年度の高等学校（全日制・通信制課程）卒業者の大学・短期大学等への女子の進学率は 47.3%となり、前年より 0.6 ポイント低下している。



資料：教育政策課「高等学校等卒業者の進路状況」を参考とし算出

(3) 進学者の学部学科別比率

学部学科別にみた女子の比率は、大学では保健(27.9%)が最も多く、次いで社会科学(24.4%)、人文科学(15.1%)の順になっている。短期大学では教育(43.7%)が最も多く、次いで家政(26.1%)、社会科学(8.4%)の順になっている。

進学者の学部学科別比率 (平成 28 年 5 月 1 日現在)

大学 (学部)				短期大学 (本科)			
女 子		男 子		女 子		男 子	
保 健	27.9%	社会科学	34.1%	教 育	43.7%	保 健	44.9%
社会科学	24.4%	工 学	25.9%	家 政	26.1%	教 育	23.2%
人文科学	15.1%	保 健	11.1%	社会科学	8.4%	社会科学	10.1%
教 育	11.2%	人文科学	8.1%	人文科学	5.4%	家 政	10.1%
工 学	5.5%	教 育	8.1%	保 健	5.4%	工 学	2.9%
家 政	5.1%	理 学	5.2%	農 学	0.3%	農 学	2.9%
農 学	3.2%	農 学	3.7%	芸 術	0.2%	そ の 他	5.8%
芸 術	2.7%	芸 術	0.9%	工 学	0.2%		
理 学	2.4%	家 政	0.2%	そ の 他	10.3%		
そ の 他	2.4%	そ の 他	2.7%				

資料：教育政策課「平成 27 年度高等学校等卒業者の進路状況」を参考とし算出

3 職場・家庭における状況

(1) 本県における労働力人口

女性労働力人口（15歳以上人口のうち就業者と完全失業者の合計）は、309,400人で、労働力人口総数に占める割合は44.0%である。

女性15歳以上人口は、平成17年から平成22年までの間に19,107人（2.9%）減少した。女性労働力人口も17,117人（5.2%）減少し、女性労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口の割合）は、平成22年は48.8%と前回に比べ1.1ポイント減少している。

15歳以上人口、労働力人口、非労働力人口

男女別	年次	15歳以上人口	労働力人口	非労働力人口	労働力率	労働力人口の男女別構成比
総数	平成12年	1,251,760人	771,302人	472,373人	62.0%	—
	平成17年	1,237,418人	748,122人	475,552人	61.1%	—
	平成22年	1,196,355人	702,668人	479,058人	59.5%	—
女性	平成12年	663,340人	331,457人	328,432人	50.2%	43.0%
	平成17年	659,938人	326,517人	327,845人	49.9%	43.6%
	平成22年	640,831人	309,400人	323,984人	48.8%	44.0%
男性	平成12年	588,420人	439,845人	143,941人	75.3%	57.0%
	平成17年	577,480人	421,605人	147,707人	74.1%	56.4%
	平成22年	555,524人	393,268人	155,074人	71.7%	56.0%

(注)「労働力人口」と「非労働力人口」の計が「15歳以上人口」と一致しないのは<不詳>分があるため。

資料：総務省「国勢調査」

(2) 本県における男女別・年齢階級別労働力率

女性労働力人口を年齢階級別にみると、平成17年に比べ、35～39歳、60～64歳、65歳以上の階級で増加しているが、他の階級では減少している。

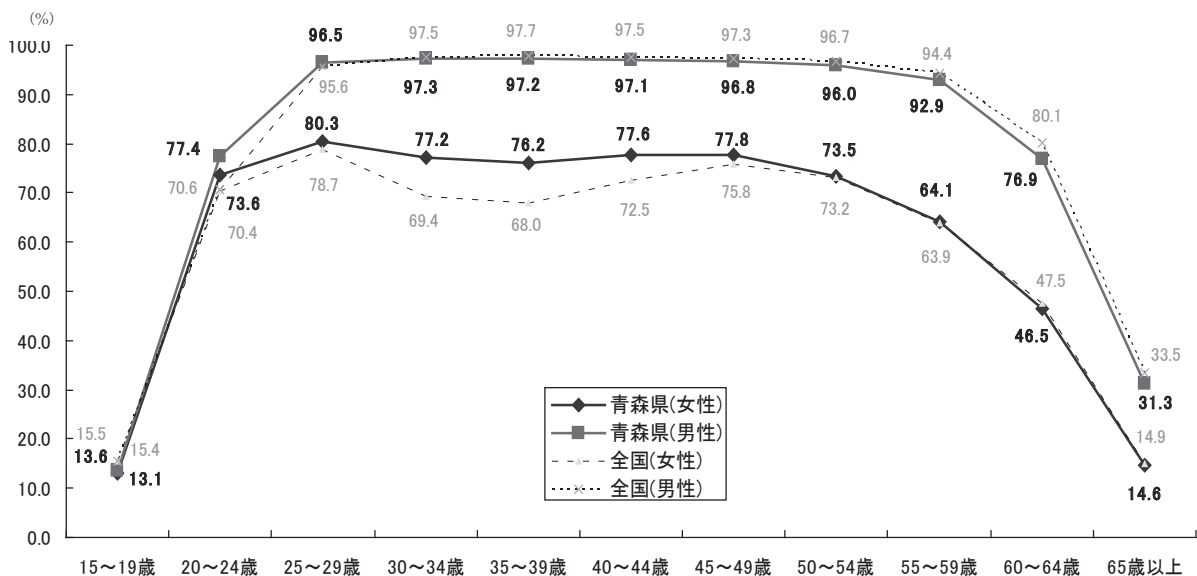
男女別の年齢階級別労働力率をみると、男性が20歳代後半から50歳代までを山とする台形を描くのに対し、女性は30歳代を谷とするM字カーブを描いており、これは本県のみならず、日本の女性労働力率の特徴となっている。本県の女性の労働力率は、20歳以上の年代においては全国の女性より高く、M字カーブも緩やかである。

女性の年齢階級別労働力人口

年次 年齢階級別	平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年	
	労働力人口	割合	労働力人口	割合	労働力人口	割合
総 数	331,457 人	100%	326,517 人	100%	309,400 人	100%
15 歳～19 歳	6,646 人	2.0%	5,840 人	1.8%	4,278 人	1.4%
20 歳～24 歳	29,865 人	9.0%	25,850 人	8.0%	20,056 人	6.5%
25 歳～29 歳	32,920 人	9.9%	30,387 人	9.3%	25,581 人	8.3%
30 歳～34 歳	28,876 人	8.7%	31,906 人	9.8%	29,240 人	9.4%
35 歳～39 歳	31,529 人	9.5%	31,272 人	9.6%	33,188 人	10.7%
40 歳～44 歳	36,848 人	11.1%	34,524 人	10.6%	33,346 人	10.8%
45 歳～49 歳	42,703 人	12.9%	37,252 人	11.4%	34,822 人	11.3%
50 歳～54 歳	42,235 人	12.8%	40,092 人	12.3%	35,431 人	11.4%
55 歳～59 歳	30,296 人	9.1%	37,403 人	11.5%	35,489 人	11.5%
60 歳～64 歳	21,399 人	6.5%	20,934 人	6.4%	27,272 人	8.8%
65 歳以上	28,140 人	8.5%	31,057 人	9.6%	30,697 人	9.9%

資料：総務省「国勢調査」

男女別・年齢階級別労働力率 (平成 22 年国勢調査)



(3) 女性就業者の推移

平成 22 年の本県女性労働力人口は 309,400 人で、女性就業者は 287,865 人、完全失業者は 21,535 人となっている。

従来、女性の労働は農業を中心とした家族労働が大きな部分を占めていたが、近年の産業構造の変化、高学歴化などにより、医療・福祉、卸売業・小売業、サービス業を中心とする第 3 次産業に従事する割合が大きくなっている。

女性就業者の推移

区 分	就業者数			増加率		産業別割合		
	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	12~17	17~22	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年
総 数	729,472 人	685,401 人	639,584 人	△6.0%	△6.7%	—	—	—
女 性	315,474 人 (43.2%)	304,052 人 (44.4%)	287,865 人 (45.0%)	△3.6%	△5.3%	100%	100%	100%
第 1 次産業	47,729 人	43,348 人	34,969 人	△9.2%	△19.3%	15.1%	14.3%	12.1%
第 2 次産業	58,927 人	43,890 人	37,071 人	△ 25.5%	△15.5%	18.7%	14.4%	12.9%
第 3 次産業	207,339 人	214,158 人	208,445 人	3.3%	△2.7%	65.7%	70.4%	72.4%
分類不能	1,479 人	2,656 人	7,380 人	—	—	0.5%	0.9%	2.6%

資料：総務省「国勢調査」

(4) 男女別所定内給与額

平成 27 年の賃金構造基本統計調査によると、本県の女性の所定内給与額の平均は 198,800 円となっており、男性の所定内給与額の 75.9%となっている。

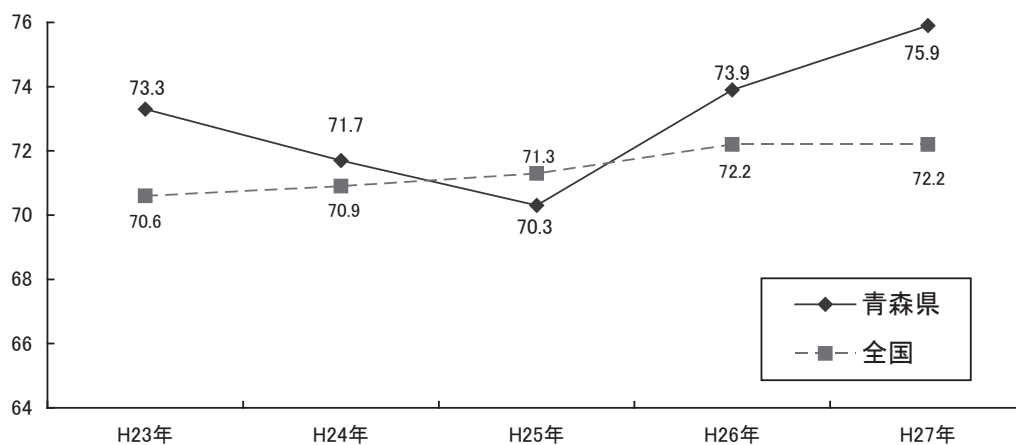
また、全国の女性の所定内給与額の平均は 242,000 円となっており、男性の所定内給与額の 72.2%となっている。

男女別一般労働者の所定内給与額（平成 27 年）

区 分	青森県			女性の水準 (男=100)	全 国		女性の水準 (男=100)
	所定内給与額		女性		所定内給与額		
	女性	男性			女性	男性	
産 業 計	198,800 円	261,800 円	75.9%	242,000 円	335,100 円	72.2%	

資料：厚生労働省「平成 27 年賃金構造基本統計調査」

一般労働者の男女間所定内給与額格差の推移（男性=100 として算出）



資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

(5) 女性のパートタイム労働者の就業状況

パートタイム労働者と通常の労働者との均衡のとれた待遇の確保などを目的とする「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」と同法に基づく「パートタイム労働指針」では、事業主が行うべきパートタイム労働者の適正な労働条件の確保など、雇用管理の改善を図るための措置について定めている。

平成27年の本県の女性パートタイム労働者の実態をみると、平均年齢45.8歳、平均勤続年数6.6年、1日当たり所定内実労働時間5.4時間、1時間当たり所定内給与額は838円となっている。

本県パートタイム労働者の労働実態（産業計）（平成27年）

	平均年齢	平均勤続年数	実労働日数	1日当たり所定内実労働時間数（時間）	1時間当たり所定内給与額（円）	年間賞与その他特別給与額	労働者数
女性	45.8歳	6.6年	19.6日	5.4時間	838円	36,700円	46,840人
男性	45.5歳	5.9年	18.6日	5.4時間	892円	20,600円	11,850人

資料：厚生労働省「平成27年賃金構造基本統計調査」

(6) 年間総労働時間

平成27年毎月勤労統計調査結果（事業所規模5人以上）によると、本県の年間総労働時間は1,855.2時間で、全国の1,734.0時間に比べ121.2時間多い。

所定内労働時間は、1,717.2時間で、全国の1,602.0時間に比べ115.2時間多い。

所定外労働時間は、138.0時間で、全国の132.0時間に比べ6.0時間多い。

年間出勤日数は、243.6日で、全国の224.4日に比べ19.2日多い。

年間労働時間・出勤日数

区分	青森県			全国		
	平成26年	平成27年	前年比<差>	平成26年	平成27年	前年比<差>
総労働時間	1,861.2時間	1,855.2時間	△0.3%	1,741.2時間	1,734.0時間	△0.4%
所定内労働時間	1,748.4時間	1,717.2時間	△1.8%	1,609.2時間	1,602.0時間	△0.4%
所定外労働時間	112.8時間	138.0時間	22.3%	132.0時間	132.0時間	0.0%
出勤日数	244.8日	243.6日	△1.2日	225.6日	224.4日	△1.2日

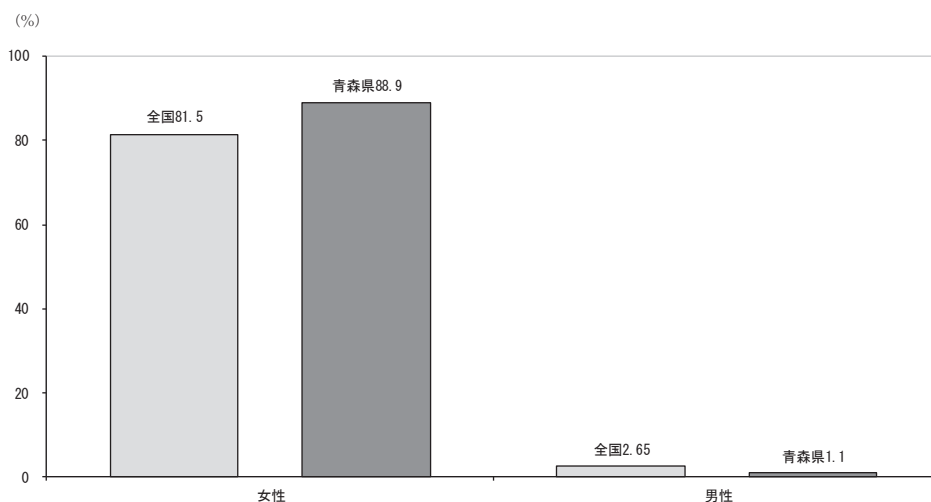
資料：厚生労働省「平成27年毎月勤労統計調査」、統計分析課

(7) 男女別育児休業制度の利用状況

厚生労働省「平成 27 年度雇用均等基本調査」によると、平成 25 年 10 月 1 日から平成 26 年 9 月 30 日までの 1 年間に出産した者又は配偶者が出産した者のうち、平成 27 年 10 月 1 日までに育児休業を開始した者の割合は、全国で、女性 81.5%に対し、男性は 2.65%であった。

なお、青森県内の事業所における平成 27 年 1 月 1 日から平成 27 年 12 月 31 日までの育児休業制度の利用状況は、平成 27 年青森県中小企業等労働条件実態調査（労政・能力開発課）によると、出産した女性の 88.9%が育児休業を利用したのに対し、配偶者が出産した男性の利用率は 1.1%であった。

育児休業制度の利用状況（全国・青森県）



資料：厚生労働省「平成 27 年度雇用均等基本調査」

労政・能力開発課「平成 27 年中小企業等労働条件実態調査」

(8) 男性の家事・育児参画状況

総務省「平成 23 年社会生活基本調査」によると、全国で 6 歳未満の子どもがいる妻の家事・育児時間の合計は 6 時間 57 分に対し、夫は 51 分であった。

なお、青森県における妻の家事・育児時間の合計は 6 時間 3 分に対し、夫は 39 分であった。

6 歳未満の子どもがいる夫及び妻の家事・育児への参画時間（平成 23 年）

区 分	青森県		全国	
	夫	妻	夫	妻
家事時間	9 分	3 時間 37 分	12 分	3 時間 35 分
育児時間	30 分	2 時間 26 分	39 分	3 時間 22 分
合 計	39 分	6 時間 3 分	51 分	6 時間 57 分

資料：総務省「平成 23 年社会生活基本調査」

4 農林水産業における状況

(1) 家族経営協定締結農家数

農業経営における女性の役割と位置づけを明確にするために、家族間で就業条件等の取り決めを行う「家族経営協定」を文書で締結する農家が増えており、締結農家数は、平成28年3月31日現在で1,275戸となっている。

また、平成27年度中に新規締結した45戸のうち、39歳以下の女性がいる農家は19戸となっている。

家族経営協定締結戸数（各年3月31日現在）

年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
締結農家戸数	956戸	1,091戸	1,179戸	1,230戸	1,275戸

資料：農林水産政策課

(2) 農山漁村女性の登用状況及びリーダー等の育成状況

農林水産政策課及び地域県民局地域農林水産部では、女性の声を地域に反映させることができるよう、各種セミナーや関係機関・団体長等との懇談会の開催などにより、農山漁村女性リーダーの育成を行っており、平成28年4月1日現在のVIC・ウーマン認定数は364人となっている。

農山漁村女性の登用状況及びリーダー等の育成状況（各年4月1日現在）

項目		年				
		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
方針決定の場への登用	女性の農業委員	25人 (3.3%)	35人 (4.6%)	34人 (4.5%)	44人 (5.8%)	43人 (6.1%)
	県農政審議会委員の女性の割合	45.0%	45.0%	45.0%	45.0%	45.0%
女性リーダー等の認定	女性農業経営士	4人 (2.5%)	4人 (2.6%)	2人 (1.4%)	2人 (1.5%)	2人 (1.5%)
	女性青年農業士	2人 (1.3%)	4人 (2.3%)	4人 (2.2%)	3人 (1.7%)	3人 (1.5%)
	VIC・ウーマン	410人	386人	379人	380人	364人

* () は女性比率。

* 「VIC・ウーマン」とは、Village Conductor of Womanの略称で、「地域のよりよい『農林水産業とくらし』を指揮するリーダー」を意味する。

資料：農林水産政策課

(3) 農山漁村女性の起業等の状況

農山漁村女性による加工・直売や農家レストラン、各種体験受入等の起業活動が地域活性化や農林水産業振興の大きな原動力となっている。

平成28年3月31日現在の女性起業数は371件で、このうち、グループ経営による起業活動は過半数を占めていたが年々減少して188件となり、反対に個人経営による起業活動は183件に増加し、ほぼ半数となった。

起業内容は、直売所での販売や食品加工の取組が多くなっている。

農山漁村女性の起業数（各年3月31日現在）

形態	年				
	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
個人経営	148件 (41.5%)	166件 (44.1%)	171件 (45.7%)	175件 (47.4%)	183件 (49.3%)
グループ経営	209件 (58.5%)	210件 (55.9%)	203件 (54.3%)	194件 (52.6%)	188件 (50.7%)
合計	357件	376件	374件	369件	371件

資料：農林水産政策課

(4) 漁業における女性就業者数

平成25年の漁業就業者を男女別にみると、女性は1,932人（構成比19.6%）、男性は7,947人（同80.4%）で、平成20年に比べ女性は405人、男性は1,185人それぞれ減少した。

なお、漁業における女性の役割は大きく、特に陸奥湾におけるホタテガイ養殖経営体では、女性をはじめ家族が重要な働き手となっている。

漁業就業者数（各年11月1日現在）

年	項目	女性	男性	計
平成15年	人数	2,231人	8,826人	11,057人
	構成比	20.2%	79.8%	100%
平成20年	人数	2,337人	9,132人	11,469人
	構成比	20.4%	79.6%	100%
平成25年	人数	1,932人	7,947人	9,879人
	構成比	19.6%	80.4%	100%

注) 平成20年、平成25年の漁業就業者数には、非沿海市町村に居住している漁業雇われの者が含まれる。

資料：農林水産省「漁業センサス」

5 地域社会における状況

(1) 消防団員に占める女性団員の割合

消防団員は、少子化・高齢化、産業・就業構造の変化等に伴い、年々減少傾向にある。このような中で、女性消防団員は増加傾向にあることから、女性消防団員の入団を更に加速させるため、市町村等の取組に対する支援や各種広報媒体を活用した消防団の紹介・PR活動を推進する。

消防団員に占める女性団員の割合（各年4月1日現在）

年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
消防団員数	19,721人	19,527人	19,455人	19,248人	19,080人
うち女性団員数	414人	408人	436人	464人	482人
女性比率	2.1%	2.1%	2.2%	2.4%	2.5%

資料：消防保安課

(2) 自治会長に占める女性の割合

地域における指導的地位である自治会長に占める女性の割合は、全国的にみても依然として低い。本県は、平成28年4月1日現在 3.8%である。

自治会長に占める女性の割合（各年4月1日現在）

年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
自治会長数	3,538人	3,497人	3,596人	3,591人	3,511人
女性自治会長の いる市町村数	23団体	20団体	22団体	22団体	23団体
女性自治会長数	115人	117人	138人	131人	134人
女性比率	3.3%	3.3%	3.8%	3.6%	3.8%
(参考) 全国	4.4%	4.5%	4.7%	4.9%	-

資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

6 女性に対する暴力の状況

(1) 配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談件数

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「配偶者暴力防止法」という。）に基づき、県が設置する女性相談所、6カ所の各地域県民局地域健康福祉部福祉総室・福祉子ども総室、青森県男女共同参画センター及び平成27年4月から青森市が設置する青森市配偶者暴力相談支援センターをあわせて計9カ所において、「配偶者暴力相談支援センター」として被害者からの相談、指導及び一時保護、情報提供、その他の援助を行っている。

平成27年度に配偶者暴力相談支援センターに寄せられた相談件数は896件（女性889件、男性7件）となっている。

配偶者暴力相談支援センターに寄せられた相談件数（各年3月31日現在）

年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
青森県	744	715	747	720	896
全国	82,099	89,490	99,961	102,963	111,630

資料：こどもみらい課、内閣府

(2) 警察におけるDV相談取扱状況

平成27年に警察に寄せられたDV相談件数は474件に及んでいる。

また、検挙件数は、刑法犯等（傷害、暴行など）が40件で、配偶者暴力防止法に基づく保護件数は7件となっている。

DV事案は、被害者のほとんどが女性であり、暴力行為が長期間に及ぶことが多いため、被害者の早期相談が望まれる。

DV相談取扱状況（平成27年）

区分	取扱件数	検挙件数		計	保護命令件数				
		刑法犯等	配偶者暴力防止法		接近禁止命令	接近禁止・退去命令	接近禁止・電話等禁止命令	接近禁止・退去・電話等禁止命令	退去命令
青森県	474	40	0	7	1	0	3	3	0
全国	63,141	7,914	106	2,415	175	43	1,589	606	2

資料：県警生活安全企画課人身安全対策室

<資料> 青森県の人口

1 人口の推移

平成27年10月1日現在の本県の総人口は、1,308,265人である。女性は693,571人(53.0%)、男性は614,694人(47.0%)で、平成26年に比べて女性が7,759人、男性が5,871人減少した。

なお、平成27年10月1日現在の女性人口を年齢別にみると、年少人口(15歳未満)が72,547人、生産年齢人口(15～64歳)が384,071人、老年人口(65歳以上)は232,103人で、その割合は女性全体のそれぞれ10.5%、55.8%、33.7%となっており、老年人口の割合は男性26.1%(158,837人)に比べて7.6ポイント高い。(平成27年国勢調査結果)

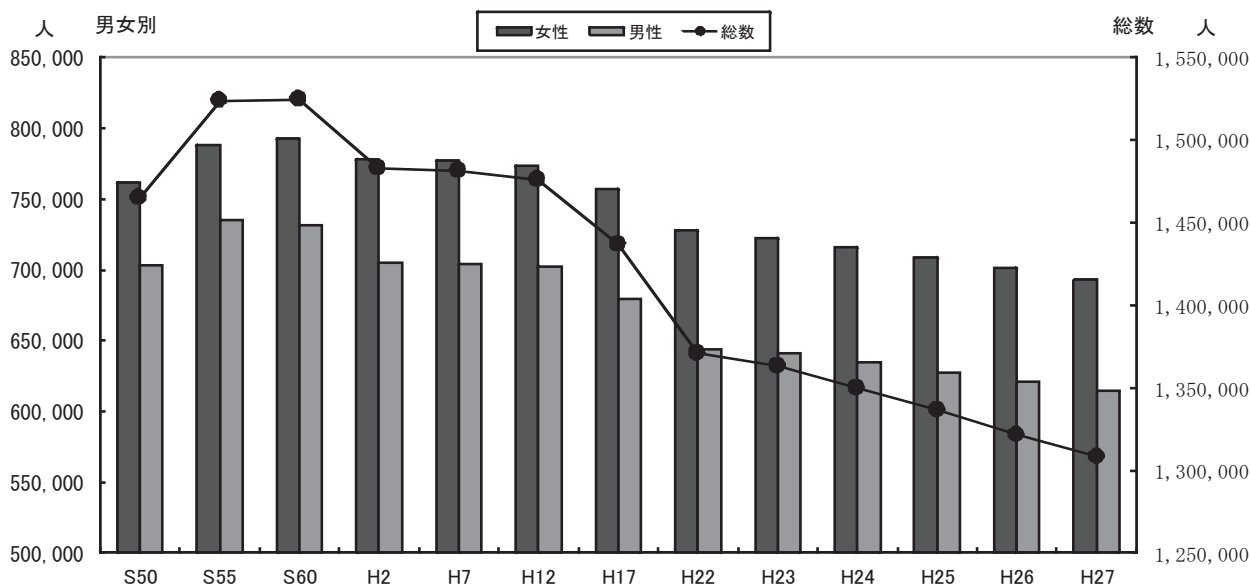
青森県の人口の推移(各年10月1日現在)

年次	世帯数	人口			前年に対する総数の増減	女100人に対する男比率
		総数	女性	男性		
昭和 50年	387,587世帯	1,468,646人	761,414人	707,232人	29,996人	92.9%
55年	428,557世帯	1,523,907人	788,463人	735,444人	12,535人	93.3%
60年	443,995世帯	1,524,448人	793,009人	731,439人	△2,915人	92.2%
平成 2年	455,304世帯	1,482,873人	778,115人	704,758人	△17,855人	90.6%
7年	482,731世帯	1,481,663人	777,474人	704,189人	10,667人	90.6%
12年	506,540世帯	1,475,728人	773,155人	702,573人	650人	90.9%
17年	510,779世帯	1,436,657人	757,580人	679,077人	△14,290人	89.6%
22年	513,385世帯	1,373,339人	727,198人	646,141人	△9,178人	88.5%
23年		1,363,038人	722,376人	640,662人	△10,301人	88.7%
24年		1,349,969人	715,773人	634,196人	△13,069人	88.6%
25年		1,336,206人	708,627人	627,579人	△13,763人	88.6%
26年		1,321,895人	701,330人	620,565人	△14,311人	88.5%
27年	510,945世帯	1,308,265人	693,571人	614,694人	△13,630人	88.6%

資料：総務省統計局「国勢調査結果」

統計分析課「青森県人口移動統計調査」

青森県の人口の推移



資料：総務省統計局「国勢調査結果」

統計分析課「青森県人口移動統計調査」

年齢（5歳階級）別推計人口（平成27年10月1日現在）

	青 森 県			市 部			町 村 部		
	総数(人)	女性(人)	男性(人)	総数(人)	女性(人)	男性(人)	総数(人)	女性(人)	男性(人)
総 数	1,308,265	693,571	614,694	1,013,321	538,672	474,649	294,944	154,899	140,045
0～4歳	42,943	20,960	21,983	34,419	16,750	17,669	8,524	4,210	4,314
5～9歳	48,296	23,745	24,551	38,103	18,801	19,302	10,193	4,944	5,249
10～14歳	56,969	27,842	29,127	44,640	21,710	22,930	12,329	6,132	6,197
15～19歳	60,960	29,784	31,176	48,570	23,779	24,791	12,390	6,005	6,385
20～24歳	50,486	24,558	25,928	41,117	20,283	20,834	9,369	4,275	5,094
25～29歳	53,303	26,202	27,101	42,654	21,166	21,488	10,649	5,036	5,613
30～34歳	65,011	32,337	32,674	51,826	26,020	25,806	13,185	6,317	6,868
35～39歳	76,138	37,970	38,168	60,915	30,761	30,154	15,223	7,209	8,014
40～44歳	86,583	43,753	42,830	69,064	35,173	33,891	17,519	8,580	8,939
45～49歳	83,018	42,660	40,358	65,538	33,948	31,590	17,480	8,712	8,768
50～54歳	86,140	44,310	41,830	67,163	34,861	32,302	18,977	9,449	9,528
55～59歳	91,592	47,792	43,800	69,733	36,630	33,103	21,859	11,162	10,697
60～64歳	104,636	54,705	49,931	78,392	41,293	37,099	26,244	13,412	12,832
65～69歳	108,925	57,466	51,459	82,931	44,274	38,657	25,994	13,192	12,802
70～74歳	82,671	46,368	36,303	62,677	35,295	27,382	19,994	11,073	8,921
75～79歳	75,431	44,386	31,045	55,752	32,718	23,034	19,679	11,668	8,011
80～84歳	65,066	41,055	24,011	47,260	29,935	17,325	17,806	11,120	6,686
85～89歳	39,015	27,051	11,964	27,937	19,427	8,510	11,078	7,624	3,454
90歳以上	19,832	15,777	4,055	14,041	11,220	2,821	5,791	4,557	1,234
年少人口 (15歳未満)	148,208	72,547	75,661	117,162	57,261	59,901	31,046	15,286	15,760
生産年齢人口 (15～64歳)	757,867	384,071	373,796	594,972	303,914	291,058	162,895	80,157	82,738
老年人口 (65歳以上)	390,940	232,103	158,837	290,598	172,869	117,729	100,342	59,234	41,108

(注) 総数には年齢不詳を含む。

資料：総務省統計局「平成27年国勢調査結果」

2 出生・死亡の状況

(1) 出生

本県の平成27年の出生数（概数）は8,621人で、前年の8,853人に比べて232人減少し、出生率（人口千対）は6.6で前年の6.7を0.1ポイント下回った。全国は1,005,656人で前年の1,003,539人より2,117人増加し、出生率（人口千対）は8.0で前年から変動はなかった。また、1人の女性が一生に産む子どもの数を表す合計特殊出生率は1.43で、前年の1.42を0.01ポイント上回ったが、全国の1.46を下回った。

出生数及び合計特殊出生率の推移

年次	出生数		出生率 (人口千対)		合計特殊出生率	
	青森県	全国	青森県	全国	青森県	全国
平成 2年	14,635人	1,221,585人	9.9	10.0	1.56	1.54
7年	13,972人	1,187,064人	9.4	9.6	1.56	1.42
12年	12,920人	1,190,547人	8.8	9.5	1.47	1.36
17年	10,524人	1,062,530人	7.3	8.4	1.29	1.26
22年	9,711人	1,071,304人	7.1	8.5	1.38	1.39
23年	9,531人	1,050,806人	7.0	8.3	1.38	1.39
24年	9,168人	1,037,231人	6.8	8.2	1.36	1.41
25年	9,126人	1,029,816人	6.8	8.2	1.40	1.43
26年	8,853人	1,003,539人	6.7	8.0	1.42	1.42
27年	8,621人	1,005,656人	6.6	8.0	1.43	1.46

資料：健康福祉政策課「青森県人口動態統計(概数)の概況」、厚生労働省「人口動態統計月報年計(概数)の概況」

(2) 死亡

本県の平成27年の死亡数（概数）は17,149人で、前年の17,042人に比べて107人増加し、死亡率（人口千対）は13.1で前年の12.9を0.2ポイント上回った。また、全国は1,290,428人で、前年の1,273,004人より17,424人増加し、死亡率（人口千対）は10.3で前年の10.1を0.2ポイント上回った。

死亡数の推移

年次	死亡数		死亡率 (人口千対)	
	青森県	全国	青森県	全国
平成 2年	10,812人	820,305人	7.3	6.7
7年	12,496人	922,139人	8.4	7.4
12年	13,147人	961,653人	8.9	7.7
17年	14,882人	1,083,796人	10.4	8.6
22年	16,030人	1,197,012人	11.7	9.5
23年	16,419人	1,253,066人	12.1	9.9
24年	17,294人	1,256,359人	12.8	10.0
25年	17,112人	1,268,436人	12.8	10.1
26年	17,042人	1,273,004人	12.9	10.1
27年	17,149人	1,290,428人	13.1	10.3

資料：健康福祉政策課「青森県人口動態統計(概数)の概況」、厚生労働省「人口動態統計月報年計(概数)の概況」

3 婚姻と離婚の状況

(1) 婚姻

本県の平成27年の婚姻件数（概数）は5,433組で、前年の5,481組に比べて48組減少し、婚姻率（人口千対）は4.2で、前年から変動はなかった。また、全国は635,096組で前年の643,749組より8,653組減少し、婚姻率（人口千対）は5.1で前年から変動はなかった。

(2) 離婚

本県の平成27年の離婚件数（概数）は2,267組で、前年の2,195組に比べて72組増加し、離婚率（人口千対）は1.74で、前年の1.67を0.07ポイント上回った。また、全国は226,198組で前年の222,107組より4,091組増加し、離婚率（人口千対）は1.80で前年の1.77を0.03ポイント上回った。

婚姻、離婚件数・率の推移

年次	婚姻				離婚			
	婚姻件数		婚姻率 (人口千対)		離婚件数		離婚率 (人口千対)	
	青森県	全国	青森県	全国	青森県	全国	青森県	全国
平成 2年	7,892	722,138	5.3	5.9	2,001	157,608	1.53	1.28
7年	8,306	791,888	5.6	6.4	2,429	199,016	1.64	1.60
12年	8,138	798,138	5.5	6.4	3,092	264,246	2.10	2.10
17年	6,584	714,265	4.6	5.7	3,281	261,917	2.29	2.08
22年	5,924	700,214	4.3	5.5	2,679	251,378	1.96	1.99
23年	5,583	661,895	4.1	5.2	2,377	235,719	1.75	1.87
24年	5,846	668,869	4.3	5.3	2,408	235,406	1.79	1.87
25年	5,723	660,613	4.3	5.3	2,335	231,383	1.75	1.84
26年	5,481	643,749	4.2	5.1	2,195	222,107	1.67	1.77
27年	5,433	635,096	4.2	5.1	2,267	226,198	1.74	1.80

資料：健康福祉政策課「青森県人口動態統計(概数)の概況」、厚生労働省「人口動態統計月報年計(概数)の概況」

第 2 部

青森県における男女共同参画の施策

1 県の推進体制

(1) 青森県男女共同参画推進条例

平成 13 年 7 月 4 日、男女共同参画の推進について基本理念を定め、県の施策の基本となる事項を示すとともに、県、事業者及び県民の責務を明らかにし、それぞれの連携、協力した取組を促すため、「青森県男女共同参画推進条例」を公布・施行した。

条例では、男女共同参画を推進するための 5 つの基本理念と、県、事業者、県民それぞれの責務、男女共同参画の推進に関する基本的な施策等が定められている。

(2) 青森県男女共同参画推進本部

男女共同参画社会の実現に向けて、施策の立案から事業の実施まで、男女共同参画の視点に立った全庁的な取組を推進する必要があることから、庁内推進体制を強化し、施策の円滑かつ効果的な推進を図るため、平成 15 年 10 月 2 日、知事を本部長とする「青森県男女共同参画推進本部」を設置した。

平成 26 年度は 8 月 5 日に開催し、国の女性活躍推進の動きに呼応して、庁内における女性の活躍の視点に立った施策を推進するよう本部長が指示した。(平成 27 年度は開催していない。)

(3) 第 3 次あおり男女共同参画プラン 21

県では、平成 12 年 1 月に「あおり男女共同参画プラン 21」、平成 19 年 3 月に「新あおり男女共同参画プラン 21」を策定し、それらを指針としながら男女共同参画社会の実現をめざして諸施策を推進してきた。

また、「新あおり男女共同参画プラン 21」の計画期間の満了に伴い、平成 24 年 2 月に「第 3 次あおり男女共同参画プラン 21」を策定した。

「第 3 次あおり男女共同参画プラン 21」では、男女共同参画社会の実現をめざして、「男女が わかち合い ささえ合う 青森県」を大目標とした上で、5 つの基本目標と 15 の重点目標を掲げ、平成 24 年度から平成 28 年度までの男女共同参画の施策の方向を明らかにしている。

(4) 配偶者からの暴力防止及び被害者支援計画

平成 16 年 12 月に施行された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」において、配偶者からの暴力を防止し被害者の保護と自立支援のための施策に関する基本計画の策定が全ての都道府県に義務づけられたことから、本県においても平成 17 年 12 月に「配偶者からの暴力防止及び被害者支援計画」を策定した。

平成 19 年 7 月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が改正され、配偶者暴力相談支援センターの設置と基本計画の策定が市町村の努力義務となったことに伴い、平成 21 年 1 月に「配偶者からの暴力防止及び被害者支援計画」を改定した。

平成 26 年 1 月に施行、法律名が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改正され、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及び被害者に準じて、法の適用対象となった。

また、法改正に伴い本県においても現状を踏まえた計画の見直しを行い、平成 26 年 3 月に「第 3 次青森県 DV 防止及び被害者支援計画」を改定した。

(5) 青森県男女共同参画センター

青森県男女共同参画センターは、男女共同参画を推進する活動拠点施設として、平成13年6月に開設した。平成18年4月から指定管理者に管理・運営を委託しているが、引き続き情報提供、各種講座の開催、相談など県民の男女共同参画の取組を支援している。

(6) 青森県男女共同参画審議会

青森県男女共同参画審議会を知事の附属機関として平成13年11月に設置した。審議会では基本計画の策定や変更、男女共同参画に関する重要事項を審議することとされている。

当審議会では、平成14年度は、「あおり男女共同参画プラン21」（平成12年1月策定）を法定計画として位置付けるための調査審議を行い、平成14年2月に答申した。

平成17年度は、苦情処理体制の基本的な考え方を答申し、「配偶者からの暴力防止及び被害者支援計画」への意見聴取を行った。

平成18年度は、「新あおり男女共同参画プラン21」の策定に係る基本的な考え方について、専門部会を設置して調査審議を行い、平成18年12月に答申した。

平成23年度は、「第3次あおり男女共同参画プラン21」の策定に当たって調査審議を行い、平成23年11月に答申した。

平成28年度は、「第4次あおり男女共同参画プラン21（仮称）」の策定に当たって調査審議を行い、平成28年12月に答申した。

(7) 青森県が実施する男女共同参画の推進に関する施策等への苦情処理体制

青森県男女共同参画推進条例第11条の規定に基づき、平成17年12月に「青森県が実施する男女共同参画の推進に関する施策等の苦情・意見の申出に係る処理要綱」を定め、平成18年4月に苦情処理制度が創設された。苦情等の申し出があった場合は男女共同参画審議会苦情等部会において調査審議を行い、申し出の状況については、毎年「青森県の男女共同参画の現状と施策」において公表することとしている。

平成27年度までの申し出件数は0件である。

○ 市町村との連携強化

男女共同参画社会の実現のためには、住民にとって最も身近な市町村の果たすべき役割が重要であり、県ではこれまで、担当課長会議や全体研修会、市町村における男女共同参画基本計画策定のためのアドバイザー派遣事業等を通じて、市町村の取組を支援してきた。

平成28年4月1日現在、基本計画を策定している市町村は、40市町村であり、平成27年度に引き続き策定率100.0%を達成している。今後とも、計画が切れ目なく更新されるよう、必要に応じ支援していく。

○ 関係機関等との連携

男女共同参画社会を実現するためには、行政のみならず、県民一人一人が男女共同参画社会づくりへの理解を深め、行動していくことが必要であることから、関係機関と連携し、男女共同参画社会づくりに向けた地域における取組を促進する。

2 第3次あおり男女共同参画プラン21

■計画策定の趣旨

男女共同参画を取り巻く社会情勢や様々な課題に対応するとともに、国の「男女共同参画基本計画（第3次）」の趣旨を踏まえつつ、男女共同参画社会の実現に向けた本県の取組をさらに推進するための指針となる基本計画として策定した。

■めざすべき青森県の男女共同参画社会像

「男女が わかち合い ささえ合う 青森県」

■計画の期間

平成24年度から平成28年度までの5年間

■計画の体系

基本目標	重点目標
I 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	1 政策・方針決定過程への女性の参画促進 2 女性の人材育成と能力開発(エンパワーメント)支援
II 男女共同参画意識の定着	3 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革 4 男性にとっての男女共同参画の推進 5 男女共同参画に関する教育・学習の機会の充実 6 国際的視点に立った男女共同参画の推進
III 職場・家庭における男女共同参画の実現	7 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保 8 農林水産業及び自営の商工業における男女共同参画の促進 9 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進
IV 地域社会における男女共同参画の実現	10 高齢者・障害者・外国人等が安心して暮らせる環境づくり 11 生活上の困難に直面する男女への支援 12 地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進
V 男女の人権が推進・擁護される社会の形成	13 女性に対するあらゆる暴力の根絶 14 メディアにおける男女共同参画の推進 15 生涯を通じた男女の健康支援

3 第3次あおもり男女共同参画プラン2.1に関連する指標

「第3次あおもり男女共同参画プラン2.1」の着実な推進を図るため、次のとおり指標を設定した。その進捗状況は次のとおりとなっている。

基本目標	No.	指標項目	基準値	現状値	目標値	内 容	達成状況の評価	今後の方策	担当課
基本目標Ⅰ	1	県審議会等の女性委員比率	23年4月 32.7%	28年4月 35.6%	28年度 40.0%以上	県の附属機関の審議会等に占める女性委員の比率である。 政策・方針決定過程への女性の参画を促進するもので、目標値は国の成果目標を踏まえ設定している。	基準値から2.9ポイント増加しており、当課からの働きかけなどにより、徐々にではあるが比率は上昇している。	あおもり女性人財バンクの整備や、審議会委員として活躍できる女性人財の育成を図りながら、庁内各課に対し女性の積極的な登用を働きかけていく。	青少年・男女共同参画課
	2	政策・方針決定過程への女性の参画拡大 女性人財バンク登録者数	23年4月 280人	28年4月 353人	28年度 320人	政策・方針決定過程等への女性の参画促進を目的に整備された女性人財バンクの登録者数である。 目標値は、これまでの推薦及び辞退状況等を踏まえ設定している。	基準値と比較して73人増加し、目標値を達成した。	市町村等関係機関への働きかけにより、引き続き登録者の増加を目指すとともに、登録者に対して情報提供等を行う。	青少年・男女共同参画課
基本目標Ⅱ	3	男女共同参画基本計画策定市町村割合	23年4月 42.5%	28年4月 100.0%	28年度 100.0%	全市町村数に対する男女共同参画基本計画策定した市町村の割合である。 目標値は、全市町村の策定を目指し設定している。	市町村に働きかけた結果、100%を達成した。	計画期間の終期を迎え改定作業を今年度中に行っている市町村がある。 今後は、計画が切れ目なく更新されるよう、必要に応じ支援していく。	青少年・男女共同参画課
	4	男女共同参画意識の定着 男女共同参画センターにおける講座等の男性受講者の割合	23年度(4月～11月) 26.2%	27年度 22.2%	28年度 35.0%	青森県男女共同参画センターにおける男女を対象とした男女共同参画啓発講座・イベント等(学校関係を除く)の受講者に占める男性受講者の割合である。 目標値は、概ね全体の1/3として設定している。	基準値の26.2%から4ポイント低い数値となっている。今後は、男女対象イベントへの男性の参画や男性のみのイベントを開催する等の工夫が必要である。	今後は、県男女共同参画センターとも協議して、ニーズ調査や当事者との情報交換などを通じ、講座内容や日程等の工夫を凝らして、より多くの男性が受講できるようにしていく。	青少年・男女共同参画課
基本目標Ⅲ	5	育児休業取得率	22年 女性 81.1% 男性 0.8%	27年 女性 88.9% 男性 1.1%	29年 女性 90.6% 男性 1.23%	男女雇用機会均等法に基づく母性健康管理措置及び仕事と育児の両立に関する事項として、青森県中小企業等労働条件実態調査において、本県中小企業における男女の育児休業取得率を調査した数値を設定したものである。 目標値は、平成20年度の全国の取得率である。	基準値と比較して、女性が7.8ポイント、男性が0.3ポイントそれぞれ上昇したものの、目標値には達していない。	労使関係者及び一般県民を対象とする各種セミナー等の開催により仕事と育児の両立に関する普及・啓発を図るとともに、企業に対し、出産・育児期の継続就業の制度化を働きかける等、育児休業を取得しやすい環境づくりを進めていく。	労政・能力開発課
	6	職場・家庭における男女共同参画の実現 家族経営協定締結農家数	23年3月 886戸	28年3月 1,275戸	28年度 1,200戸	農業経営における役割や労働条件等を家族間で取り決める「家族経営協定」を締結する農家数である。 青森県農山漁村男女共同参画目標で掲げている平成24年度目標値の1,000戸を基に、平成28年度の目標値を設定している。	順調に推移しており基準値から389戸増加し、目標値を達成した。	今後も、家族で取り組む農業経営において、男性の意識向上を図り、女性の経営参画を進めるため家族経営協定締結数の拡大を積極的に働きかけていく。さらに、若手女性が本格的に起業に取り組む環境を整備するため、家族経営協定の内容に起業部門の設定を働きかけていく。	農林水産政策課
	7	病児保育利用者数	27年3月 9,124人日	28年3月 8,477人日	28年度 27,230人日	病気の児童について、病院・保育所等に付設された専門スペース等において、看護師等が一時的保育等を行う事業の利用者数である。 目標値は、県内市町村の病児保育事業量のニーズを踏まえ、市町村計画の数値を積み上げて設定している。(のびのびあおもり子育てプラン [H27～H31] との整合性を踏まえ設定している。)	基準値(のびのびあおもり子育てプラン策定時の推定値)と比較して647人日減少しているが、利用者数は26年度実績である7,717人日から760人日増加している。 なお、供給量は(定員×開所日数)19,808人となっている。	引き続き仕事と子育ての両立を支援するため、県内における病児保育事業の実施体制の構築を図るとともに、市町村に対し、積極的な実施を働きかけていく。	こどもみらい課

基本目標	No.	指標項目	基準値	現状値	目標値	内 容	達成状況の評価	今後の方策	担当課
基本目標Ⅳ 地域社会における男女共同参画の実現	8	消防団員に占める女性団員の割合	23年4月 2.1%	28年4月 2.5%	28年度 3.0%	県内の消防団員数に占める女性消防団員数の割合である。目標値は、過去5年間の女性消防団員の伸び率等の状況を踏まえ設定している。	消防団員が年々減少傾向にある中で、女性消防団員数の近年の推移は、全体的には増加傾向にあり、基準値は上回っているものの、目標値には達していない。	女性が加入しやすい環境づくりのため、大学・高校に出向き、消防団の訓練を行う消防団員出前体験を実施するとともに、大学祭等若者や女性が多く集う催事で消防団活動をPRするなど、消防団の紹介・PR活動を一層推進する。	消防保安課
	基本目標Ⅴ 男女の人権が推進・擁護される社会の形成	9	DV予防啓発セミナーにおける理解度	22年度 98.7%	27年度 98.4%	28年度 100.0%	県内中学生を対象としたDV予防啓発セミナーのアンケート結果に基づく生徒の理解度である。 目標値は、全生徒が理解するとして設定している。	基準値・目標値を下回っているが、前年度と比較して0.4ポイント上昇した。	配偶者からの暴力防止及び被害者支援計画に掲げるDV予防対策としてセミナーを開催したが、目標値となるよう今後も青少年に対する予防啓発活動を推進する。
10		自殺死亡率	22年 29.4 〔男性46.1〕 〔女性14.6〕	27年（概数） 20.5 〔男性32.5〕 〔女性9.8〕	28年 減少	人口動態統計に基づく人口10万人あたりの自殺死者数である。 なお、平成24年度に見直しした青森県健康増進計画「健康あおり21」（第2次）では、基準値を23年の26.2とし、国が示した考え方を参考に、基準値から10年間で自殺死亡率を20%減少させることとして、34年に21.0の目標値を設定している。	基準値と比較して8.9ポイント減少した。	今後も自殺防止に資する相談窓口の周知、うつ病等の知識の普及、いのちの電話相談員の養成やゲートキーパー等人材育成、市町村が取り組む自殺予防活動への支援及び民間団体ボランティア相互の連携と関係機関相互のネットワークの強化など、総合的な自殺対策を推進する。	障害福祉課

4 男女共同参画の推進に係る主な取組・関連事業

《基本目標Ⅰ》 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

【重点目標1】 政策・方針決定過程への女性の参画促進

(単位:千円)

取組・事業名	内 容	当初予算額		担当課
		H27	H28	
審議会等委員への女性登用の促進	全審議会における女性委員比率40%以上を目標とし、積極的な女性人材の登用に取り組んだ。	—	—	全部局
女性職員の積極的登用促進	人事異動の方針として、女性職員の管理職への登用や職域の拡大等に取り組んだ。	—	—	人事課
女性活躍推進のための青森県特定事業主行動計画の策定	女性活躍推進法に基づき、女性職員がその個性と能力を十分に発揮できるよう、女性職員の採用・登用の推進やワーク・ライフ・バランスの推進に積極的に取り組むため「女性活躍推進のための青森県特定事業主行動計画」を策定した。 計画期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間 目標 ・女性採用比率:40%以上 ・副参事級以上に占める女性割合:5%以上	—	—	人事課
あおり女性人材バンク整備事業	県や市町村の審議会等における女性委員の登用を進めるため、女性人材情報を収集・管理し、情報提供を行った。 ・平成28年4月末登録者数353名	130	130	青少年・男女共同参画課
あおり女性の活躍ステップアップ事業 (「あおり輝く女性ネットワーク推進会議」による女性人材の交流促進)	情報発信力のある女性管理職・リーダーで構成する「あおり輝く女性ネットワーク推進会議」を設置し、女性の活躍を促進するためのネットワーク構築やメンバーによる情報発信の方法等について検討したほか、メンバーも関わっての女性管理職・リーダー交流会を開催し、女性自らが活躍する機運を高めた。 ・あおり輝く女性ネットワーク推進会議 構成員10名、2回開催(7月、1月) ・交流会 11月～12月県内3市開催、参加者合計79名	1,775	1,775	青少年・男女共同参画課

【重点目標2】 女性の人材育成と能力開発(エンパワーメント)支援

(単位:千円)

取組・事業名	内 容	当初予算額		担当課
		H27	H28	
あおり女性の活躍ステップアップ事業 (「あおり輝く女性ネットワーク推進会議」による女性人材の交流促進)【再掲】	情報発信力のある女性管理職・リーダーで構成する「あおり輝く女性ネットワーク推進会議」を設置し、女性の活躍を促進するためのネットワーク構築やメンバーによる情報発信の方法等について検討したほか、メンバーも関わっての女性管理職・リーダー交流会を開催し、女性自らが活躍する機運を高めた。	1,735	1,735	青少年・男女共同参画課
あおりウィメンズアカデミーの開催	地域課題の解決方法等に関する講座を開催し、政策・方針決定過程へ参画できる女性人材を育成した。 ・実施期間 7月～11月 ・実施場所 青森市、むつ市、大鰐町 ・定 員 各地区10名	—	—	青少年・男女共同参画課 男女共同参画センター指定管理業務
地域ネットワーク構築支援事業	地域内において市町村や団体等が連携し、自主的に活動していくための地域ネットワークの構築及び運営を支援した。 〈中南地域〉※独自に設立 ・男女共同参画ネットワーク・津軽広域 ・市町村担当者ネットワーク会議 〈上十三地域〉 ・上十三地域男女共同参画ネットワーク ・上十三地域男女共同参画ネットワーク市町村会議 〈下北地域〉 ・下北地域男女共同参画ネットワーク ・下北地域男女共同参画ネットワーク市町村会議 〈西北地域〉 ・参画まぐ・ねっと会議 ・西北地域男女共同参画ネットワーク市町村会議 〈三八地域〉 ・三八地域男女共同参画ネットワーク ・三八地域男女共同参画ネットワーク市町村会議 〈東青地域〉 ・東青地域男女共同参画ネットワーク ・東青地域男女共同参画ネットワーク市町村会議	223	223	青少年・男女共同参画課

【重点目標2】 女性の人材育成と能力開発(エンパワーメント)支援

(単位:千円)

取組・事業名	内 容	当初予算額		担当課
		H27	H28	
奥入瀬サミットプレミアムネットワーク強化事業(「奥入瀬サミット2015」の開催等)	<p>女性リーダーの育成及びネットワーク化をめざし、全国の女性リーダーを主な対象としたセミナーを開催するとともに、参加者どうしの継続した交流を促すための交流会の開催や情報誌の発行を行った。</p> <p>1「奥入瀬サミット2015」の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> 開催時期 9月12日(土)～9月13日(日) 星野リゾート 奥入瀬溪流ホテル 参加者数 65名 <p>2「奥入瀬サミットプレミアムメンバーズセミナー」の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> 開催時期 3月4日(金) 街カフェみなと(八戸市) 参加者数 奥入瀬サミット参加者11名 <p>3「奥入瀬サミットプレミアムメンバーズマガジン」の発行</p> <ul style="list-style-type: none"> 発行時期 12月(年1回) 配付対象 奥入瀬サミット参加者(300部) 	8,586	6,895	地域活力振興課
元気な浜の未来構築事業	<p>漁業者や漁協職員を対象として、マネジメント能力や企業感覚を磨くための講座やワークショップ(浜の未来塾)を実施することにより、漁村地域を牽引する人材を育成した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 実施期間 平成26年7月～平成28年3月 未来塾修了者37名 	2,495	事業終了	水産振興課
下北ドボジョスキルアップ事業	<p>県、市町村、地元建設会社の建設関係に従事する女性(ドボジョ)22名が参加し小・中学生への土木施設見学会を実施した。</p> <p>1研修会4回実施(5月～8月)…小・中学生への見学対象施設を現場視察し学習用の副読本作成、見学会の内容や演習等を行った。</p> <p>2見学会の実施(9月)…第二田名部小5年生81名、苫部小5年生73名、むつ中1年生77人参加</p>	2,640	2,640	下北地域県民局
未来につなぐ青森農業普及活動推進事業(農山漁村女性リーダー育成普及活動)	<p>農山漁村における男女共同参画社会の形成に向け、女性の経営参画や女性リーダー(ViC・ウーマン)を育成するセミナー等を開催した。</p> <p>また、次世代を担う若手女性農業者を育成するため、交流会を開催した。</p> <p>(1)女性の経営参画の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画推進会議の開催(8回) 4月～2月(各県民局、県庁) 女性リーダー育成セミナーの開催(17回) 6月～2月(各県民局) <p>(2)農山漁村女性リーダーの育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ViC・ウーマンの認定 新規認定19人、ViC・ウーマン人数364人 農林漁業女性と知事との新春夢トーク 1月19日(火)県庁西棟8階大会議室 「農山漁村女性の日」青森県大会の開催 2月15日(月)青森市ホテル青森 <p>(3)次世代を担う若手女性農業者の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> 研修会、交流会の開催7・9・12月(3回) 	1,472	1,486	農林水産政策課
『かみきた畑美人』美・食・楽クローズアップ事業	<p>若手農業女性を女性の視点で「美」や「食」と「農業」を組み合わせた楽しく参加しやすい講座へ誘導し、ネットワーク化を図ると共に上北地域の農業、農産物を広く楽しく県内外へPRした。</p> <p>(1)「かみきた畑美人」のネットワーク化</p> <ul style="list-style-type: none"> 登録者54名 女子会開催(3回) <p>(2)次世代農業女性リーダーの育成</p> <ul style="list-style-type: none"> かみきた畑美人講座の開催(7回) <p>(3)かみきた農業・農産物イメージアップ大作戦</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報発信イベント開催 県内1回、県外2回 facebookページの開設 	2,036	1,929	上北地域県民局 地域農林水産部
【H28新規】 浜の未来を担う人財ステップアップ事業	<p>浜の担い手(浜マネ、漁業士)を対象にした各種セミナーの開催により、連携強化と能力研鑽を図る。</p> <p>明確な意思を持った意欲的な人財のプランに対して実践活動を支援し、地域を牽引するリーダーとしてさらに育成する。</p>	—	2,000	水産振興課

《基本目標Ⅱ》 男女共同参画意識の定着

【重点目標3】 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革

(単位:千円)

取組・事業名	内 容	当初予算額		担当課
		H27	H28	
パートナーセッションの開催	<p>広く県民に男女共同参画の普及啓発を図るための講演会等を開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施期間 11月8日(日) ・実施場所 アピオあおもり(青森市) ・講師 村木厚子(前厚生労働事務次官) 	—	—	青少年・男女共同参画課 男女共同参画センター指定管理業務
地域ネットワーク活動支援事業企画運営	<p>・地域ネットワーク活動支援事業企画運営 男女共同参画ネットワークの学習会等を通して、各団体及び個人が男女共同参画に関する知識の向上と課題解決型実践的取り組みについての学習を深め、地域の課題解決につなげる力を習得する機会とした。なお、講演終了後、講演テーマをもとにワークショップを実施し、課題解決策について考える機会とした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・西北地域男女共同参画ネットワーク学習会 開催日:平成27年10月24日(土) 場 所:鱒ヶ沢町中央公民館 大会議室 講 師:奥村 雅美(だしソムリエ/そば職人) ・下北地域男女共同参画ネットワーク学習会 開催日:平成27年10月29日(木) 場 所:むつ市役所 講 師:木村隆次(青森県介護支援専門員協会副会長/ 青森県薬剤師会会長) ・三八地域男女共同参画ネットワーク学習会 開催日:平成27年11月21日(土) 場 所:八戸市福祉公民館 講 師:大西晶子(SEEDS NETWORK代表/ 集会所Indriya) ・上十三地域男女共同参画ネットワーク学習会 開催日:平成27年12月6日(日) 場 所:柏葉館 講 師:野崎さち子(かみきたビクウーマンの会) ・東青地域男女共同参画ネットワーク学習会 開催日:平成27年12月11日(金) 場 所:アピオあおもり 講 師:佐藤恵子(元青森県立保健大学教授/NPO法人 ウイメンズネット青森理事長) ・中南地域男女共同参画ネットワーク学習会 開催日:平成28年3月4日(金) 場 所:板柳町多目的ホールあぷる 講 師:船木昭夫(青森大学社会学部教授) 	—	—	青少年・男女共同参画課 男女共同参画センター指定管理業務
市町村男女共同参画支援事業	<p>市町村における基本計画策定及び改定を支援した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・策定率100.0%(40全市町村が策定済) ・平成27年度は、青森市が改訂した。 	—	—	青少年・男女共同参画課

【重点目標4】 男性にとっての男女共同参画の推進

(単位:千円)

取組・事業名	内 容	当初予算額		担当課
		H27	H28	
いきいき男女共同参画社会づくり事業	<p>男女共同参画社会の実現に向けて、顕著な功績のあった個人・団体及び企業を表彰(知事表彰)し、県民の関心を高めたいほか、啓発用パンフレットを作成し、企業・団体等へ配布した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知事表彰 【功労賞】 2人 【奨励賞】 「女性のチャレンジ部門」3人、2団体 「企業の職場づくり部門」3企業 ・啓発パンフレットの作成 「平成27年度版 職場・家庭・地域における男女共同参画の実現」作成・配布 	276	276	青少年・男女共同参画課

【重点目標5】 男女共同参画に関する教育・学習の機会の充実

(単位:千円)

取組・事業名	内 容	当初予算額		担当課
		H27	H28	
男女共同参画職員研修会の開催	行政関係職員等の意識啓発に向けて、男女共同参画に関する研修会を開催した。 ・開催日 12月10日(木) ・開催場所 青森国際ホテル ・講師 カルビー株式会社 代表取締役社長兼COO 伊藤秀二氏	—	—	青少年・男女共同参画課
市町村担当課長会議の開催	市町村の担当職員に対し、男女共同参画に関する情報交換及び研修を開催した。 ・開催日 5月28日(木) ・開催場所 県庁西棟8階大会議室	85	85	青少年・男女共同参画課
家庭教育支援推進事業	「家庭教育アドバイザー」の派遣等により、家庭教育支援を推進した。 ・家庭教育アドバイザー養成講座(青森市・むつ市)開催 参加者数58名 ・家庭教育学習テキスト「あおり親楽プログラム(1.乳幼児・小学生編)」作成 400部 「あおり親楽プログラム(2.中高生編)」作成800部 ・家庭教育支援普及定着研修会(青森市)参加者数91名	1,155	1,217	生涯学習課
社会教育主事有資格者育成派遣事業	社会教育主事の有資格者を養成するため、指導主事を社会教育主事講習に派遣した。 ・派遣人数2名	437	725	生涯学習課
絆でつながる家庭教育支援セミナー	地域全体の絆の中で子育てを支え、子育ての地域課題解決に役立つノウハウを学ぶことにより、地域に根ざした家庭教育支援者を育成することを目的にセミナーを開催した。 ・開催地区等 西北地区(板柳町、中泊町) 中南地区(黒石市、田舎館村) ・受講者数 47名 ・実践活動参加者数 272名 ・共通スキルアップ講座(4市町村合同) 11月17日(火) 青森県総合社会教育センター 参加者数 116名	886	886	総合社会教育センター
生涯学習推進基盤整備事業	生涯学習推進に係る施策を総合的に調査、審議するため生涯学習審議会を運営した。 ○第12期青森県生涯学習審議会 ・第3回審議会 7月17日(金) 案件1. 審議テーマに基づく審議の柱の内容について 2. 審議テーマに関連する先進事例視察の実施希望について ・先進事例視察 11月24日(火)~25日(水) 秋田県鹿角市「かづの若者会議」 秋田県五城目町 「五城目町地域活性化支援センター」 ・第4回審議会 3月17日(木) 案件1. 先進事例視察の報告 2. 報告書の骨子について	988	839	生涯学習課
あおり県民カレッジ学習支援総合事業	「あおり県民カレッジ」を開設し、県民の学習機会の充実を図り、学習成果を活かして社会参加できるよう総合的に支援した。 (1) あおり県民カレッジの運営全般 ア あおり県民カレッジ連携機関との関係強化 ※ 連携機関数 671機関 イ 生涯学習支援のネットワーク構築 ウ 事務局の運営 ※ あおり県民カレッジ学生数 19,300名 (2) 普及啓発事業 ア 学生募集 イ 生涯学習フェア2015の開催(10/3(土)) ※ 参加者数 2,067名 ウ 生涯学習HPの作成 (3) 学習情報提供・学習相談事業 ア 学習機会情報の収集・提供 イ 活動機会情報の収集及び提供 ウ 学習相談の実施 エ 県民カレッジ&生涯学習情報紙「てのひら」の発行 (4) 学習機会提供事業 ア 地域キャンパス講座の開催 イ ボランティア活用支援 (5) 評価サービス及び学習成果の活用支援事業 ア 認定証・奨励証の交付	指定管理業務	指定管理業務	総合社会教育センター

【重点目標6】 国際的視点に立った男女共同参画の推進

(単位:千円)

取組・事業名	内 容	当初予算額		担当課
		H27	H28	
被害者も加害者も出さない街づくり事業	犯罪を犯してはならない、犯罪は犯せないという規範意識の醸成と若年層(中・高・大学生)に対する重点的な取組として、「命の大切さを学ぶ教室」(中学3校、高校4校、大学1校)を開催した。	—	—	県警教養課
外国語青年招致事業	国際時代に対応した行政施策の推進や語学指導等を行うため、県、県教育委員会、市町村等に国際交流員(CIR)、外国語指導助手(ALT)を配置した。 ・CIR 計16人(女性10人、男性6人) ・ALT 計129人(女性61人、男性68人)	3,644	3,644	誘客交流課
青年海外協力活動促進事業	国際協力機構(JICA)が実施する青年海外協力隊等の派遣事業に対し、啓発・募集等に協力した。 ・県内出身協力隊等 15人(女性10人、男性5人)	197	197	誘客交流課
国際交流ボランティア	(公財)青森県国際交流協会において、通訳やホームステイ等の国際交流活動を実施するための、「国際交流ボランティア登録」を行った。 ・登録者数283人(女性218人、男性65人)	—	—	(公財)青森県国際交流協会

《基本目標Ⅲ》 職場・家庭における男女共同参画の実現

【重点目標7】 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

(単位:千円)

取組・事業名	内 容	当初予算額		担当課
		H27	H28	
あおり女性の活躍ステップアップ事業 (企業等における女性の活躍推進の機運醸成)	女性の活躍推進の機運を高め、企業の取組を促進するため、企業・団体等を対象とする「あおり女性の活躍応援宣言企業」を募集・登録した。また、企業・団体等のトップを対象とした「女性の活躍推進トップフォーラム」、将来の女性管理職・リーダーを対象としたセミナーを開催した。 ・あおり女性の活躍応援宣言企業 平成28年4月末登録企業数 12社 ・女性の活躍推進トップフォーラム 12月開催、参加者138名 ・セミナー 10月～11月県内3市開催、参加者合計87名	3,110	3,732	青少年・男女共同参画課
青森県未来を変える挑戦資金 (特別保証融資制度)	県内で中小企業者として創業する者や、県内に事業所を有し、前向きな事業に取り組む中小企業者に対する融資制度として未来を変える挑戦資金を実施した。また、平成27年度からは、若者・女性・UIJターンによる創業について融資利率を優遇している。 ・平成27年度実績 304件 5,584,306千円	5,812,000	6,585,000	商工政策課
勤労女性講座の開催	働く女性の福祉向上を図るため、青森・弘前・八戸の3市で勤労女性講座を開催し、290人が参加した。	162	162	労政・能力開発課
青森県労働講座の開催	労使関係の安定化と福祉向上を図るため、県内事業所の労使関係者及び一般県民を対象として、青森・弘前・八戸の3市で青森県労働講座を開催し、211人が参加した。	415	415	労政・能力開発課
離職者等再就職訓練事業	離職者等の早期就職支援を図るため、民間教育訓練機関を活用した多様な訓練機会を提供した。(平成27年度実績1,073人修了、792人就職)	712,600	675,169	労政・能力開発課
子育て女性就職応援事業	子育て女性等の(再)就職支援を行うとともに、企業側に対しても継続就業の制度化促進及び離職者の受け入れを促す取組を実施した。	17,046	20,573	労政・能力開発課
女性建設技術者活き活き事業	女性建設技術者が働く環境の改善や女性への入職促進を図るため、女性建設技術者のネットワーク会議及びフォーラムを開催した。	1,762	1,095	監理課

【重点目標8】 農林水産業及び自営の商工業における男女共同参画の促進

(単位:千円)

取組・事業名	内 容	当初予算額		担当課
		H27	H28	
若手後継者等育成事業	商工会議所、商工会の女性部等の活動、及び女性部員の資質向上のための研修会等の開催に対して支援した。	19,069	20,400	商工政策課
農山漁村女性起業チャレンジ支援事業	農山漁村地域における女性起業の売上額を拡大し、地域の活性化を図っていくため、若手女性起業家を育成・確保するとともに、女性起業間や異業種との交流を促進する。 (1)若手女性起業家の育成・確保 ・若手女性起業チャレンジセミナー (18回) ・女性起業インターンシップ (5件) (2)若手女性起業チャレンジ支援 ・起業活動に取り組む若手女性への支援 (6件) (3)女性起業ネットワーク活動 ・県段階の交流会開催 (2回) 11月、2月 青森市 ・地域段階の交流会開催 (10回) ・女性起業家間や異業種との共同プロジェクト 共同で行う女性起業への支援 (1件)	3,834	3,728	農林水産政策課
林業後継者活動支援事業	山菜等を活用した郷土食の加工・販売や、イベントなどで地域の食育にも取り組んでいる女性林業研究グループの活動支援を実施した。	430	430	林政課

【重点目標9】 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

(単位:千円)

取組・事業名	内 容	当初予算額		担当課
		H27	H28	
働き方改革によるワーク・ライフ・バランス推進事業	企業におけるワーク・ライフ・バランスの取組を進めるため、働き方の改革を柱に据え、企業のメリットの理解を深めるためのトップセミナーを開催した。また、ワーク・ライフ・バランス推進企業の登録を行う。 ・開催日:平成27年10月14日(水) 13時から16時まで ・開催場所:ラ・プラス青い森 メーブル ・参加者数:80名 ・講師:内閣府少子化危機突破タスクフォース政策推進チームリーダー(東レ経営研究所研究部長) 渥美 由喜氏 ・パネルディスカッション 内閣府少子化危機突破タスクフォース政策推進チームリーダー(東レ経営研究所研究部長) 渥美 由喜氏、社会福祉法人福祉の里 人事部長 小笠原 尚子氏、株式会社 代表取締役社長 内田 征吾氏、コーディネーター弘前大学学生就職支援センター副センター長(准教授) 小磯 重隆氏	850	850	青少年・男女共同参画課
命を大切にすることを育む県民運動推進事業	次代を担う子どもたちが、命を大切にし、他人への思いやりを持ち、たくましく健やかに生きていけるよう、県民総ぐるみで育てていく環境を整えるため「命を大切にすることを育む県民運動」を推進した。 〈命を大切にすることを育む県民運動推進フォーラムの開催〉 平成28年2月7日(日) リンクモア平安閣市民ホール(青森市) 〈情報誌の発行〉 「いのちつうしん」作成・配布 15,000部	2,065	2,024	青少年・男女共同参画課
特色教育支援経費補助(預かり保育等)	預かり保育及び子育て支援活動を行う私立幼稚園を有する学校法人に対し、事業に要する経費について補助した。 平成27年度補助実績 1 通常預かり保育に対する補助 58園 2 一般休業日預かり保育に対する補助 31園 3 長期休業日預かり保育に対する補助 59園 4 子育て支援活動に対する補助 79園	159,068	159,010	総務学事課
育児・介護休業者生活安定資金融資制度	育児・介護休業している労働者を対象に生活資金の融資枠を設けることにより、育児・介護休業制度の利用促進及び労働者の生活の安定を図った。	2,017	1,914	労政・能力開発課
認可外保育施設児童対策事業	認可外保育施設に入所している児童の福祉の向上と子育て支援を図るため、入所児童の健康診断料や保育材料に対する助成を行った。	1,253	1,215	こどもみらい課
地域子育て支援事業	家庭や地域における子育て機能の推進や子育て中の親の負担軽減を図る事業を実施する市町村に対して経費の助成を行った。	315,072	385,804	こどもみらい課
放課後児童健全育成事業費補助	放課後児童クラブを設置する市町村に対して助成を行った。	646,622	435,421	こどもみらい課

【重点目標9】 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

(単位:千円)

取組・事業名	内 容	当初予算額		担当課
		H27	H28	
三ツ星保育支援センター運営事業	潜在保育士の就職・活用支援や勤務する保育士の相談支援、保育士人材バンク設置、保育士の質を高めるための研修実施、保育所等としての活用を希望する物件と保育事業者とのマッチングを行った。	21,151	23,050	こどもみらい課
病児・病後児保育促進支援事業	県内における病児保育体制の構築を図るため、病児保育事業の実施マニュアルを作成する。県内1区域をモデル地域に指定し、6施設において病児保育支援員を配置し、一時的に預かったり小児科医等と連携を図る等の事業を実施した。	15,178	事業終了	こどもみらい課
子どもへの虐待防止対策事業	医療機関、警察、教育機関等により構成する青森県保護児童対策地域協議会を開催し、関係機関の恒常的な連携を深めるとともに、下記のとおり県内2地区で子ども虐待要保護児童対策研修会を開催し、体制整備並びに虐待未然防止に取り組む気運の醸成を図った。 ・11月26日(木) つがる市生涯学習生涯センター ・2月8日(月) 八戸ユートリー	583	事業終了	こどもみらい課
あおもり子育て応援パスポート事業(店舗等による子育て支援サービス)	子育て家庭に対し割引等のサービスを行う協賛店を「あおもり子育てわくわく店」として登録し、地域・社会全体で子育てを支援する環境づくりを推進した。 ・平成28年3月末現在 登録店舗数 1,859店舗	—	—	こどもみらい課 子ども家庭支援センター指定管理業務
医師の働きやすい環境づくり支援事業	出産等で離職した女性医師が復職しやすく、また育児しながら安心して勤務し続けられるよう、県内自治体病院における医師の就労環境改善を支援した。 1 医師相談窓口の運営(県医師会へ委託) 2 臨床研修医セミナー等における育児関連制度説明	5,112	4,989	医療業務課
周産期専門医確保対策事業	周産期医療の一層の充実を図るため、弘前大学等に対し、周産期医療従事者確保等に関する研究委託や補助を実施した。	30,000	事業終了	医療業務課
介護員養成研修	高齢者の増大かつ多様化するニーズに対応した適切な訪問介護を提供するため、必要な知識・技能を有する訪問介護員を養成する研修を実施した。 ・平成27年度修了者数 1,059人(平成28年10月14日現在)	—	—	高齢福祉保険課
介護サービス情報の公表制度支援事業	介護事業所における介護サービスに係る情報をインターネット上で検索できるよう公表した。	8,595	8,655	高齢福祉保険課
家庭教育相談事業(すこやかほっとライン)	家庭教育について、不安や悩みを持つ親等を対象に、電話や面談、メールによる相談を行った。 ・相談件数28件	410	406	総合社会教育センター
放課後子ども教室推進事業	すべての子どもを対象として、放課後等に安全・安心な居場所と地域の大人の参画による様々な体験活動を実施する市町村に対して助成を行った。 ・24市町村(中核市を除く)86ヵ所(放課後子ども教室) ・4市町(中核市を除く)9ヵ所(土曜学習)	51,852	63,068	生涯学習課
しあわせ未来予想図	性別役割分担意識によって生きがたさを感じている乳幼児を持つ子育て中の女性に、子育てしながら自分らしく生きることについて考え、一歩踏み出すきっかけとなる講座を開催した。 ・実施回数 5回 ・実施会場 アビオあおもり ・参加者 のべ43人	—	—	こどもみらい課 子ども家庭支援センター指定管理業務
【H28新規】満足度の高い保育環境環境推進事業	県内12施設において、体調不良児を一時的に保育できるよう、専用スペースを設けるための整備や保育所職員の資質向上のための研修に係る代替職員雇上費用等に対する補助を行う。	—	13,135	こどもみらい課
【H28新規】イクボスセミナーの開催	企業等において、育児休暇や時短勤務等を取得しやすく、働きやすい環境を整備するため、職場の管理職の理解を深めることを目的にイクボスセミナーを県内3箇所で開催する。	—	862	青少年・男女共同参画課
【H28新規】ハイリスク妊産婦アクセス支援事業	周産期母子医療センターへ遠隔地から訪れる妊産婦に対する交通費、宿泊費及び診療情報提供料の補助を行う。なお、補助事業者はハイリスク妊産婦アクセス支援事業を実施する市町村とする。	—	7,500	医療業務課
【H28新規】入院児童等家族宿泊施設整備費補助	総合周産期母子医療センター(県立中央病院)に入院待機するハイリスク妊産婦やNICU等に入院する新生児の面会に訪れた家族が宿泊しやすいように整備した施設に、新たに親子のふれあいができる部屋等を整備するため、運営主体のNPO法人に対し施設整備費の補助を行う。	—	53,189	医療業務課
【H28新規】地域で活躍する良医育成支援事業のうち、周産期専門医確保対策分	①弘前大学に開設した、医師の絶対数不足及び地域偏在等の課題解消のための取組を行う寄附講座の対象分野に周産期医療を加え、取組を進める。 ②周産期分野に係る専門医確保のため、八戸市立市民病院に対する補助を行う。 ※当初予算額は、周産期医療以外の分野も含む事業全体の額。	—	70,000	医療業務課

《基本目標Ⅳ》 地域社会における男女共同参画の実現

【重点目標10】 高齢者・障害者・外国人等が安心して暮らせる環境づくり

(単位:千円)

取組・事業名	内 容	当初予算額		担当課
		H27	H28	
障害者雇用の促進	障害者の雇用の促進を図るため、優良事業所見学会 (H27、9回) や短期職場実習 (H27、34件) を実施した。	12,459	10,956	労政・能力開発課
シルバー人材センター育成援助事業	シルバー人材センター事業の普及啓発や各種講習会等を実施している青森県シルバー人材連合会に対し、事業費等を補助した。 1 会員数 6,995人 2 受注件数 39,131件 3 契約金額 2,717,678千円	9,106	9,106	労政・能力開発課
青森県福祉人材センターの運営	福祉人材無料職業紹介事業、社会福祉事業従事者研修事業、福祉人材確保相談事業等により、潜在的マンパワーの掘り起こしや豊かな人間性を備えた資質の高い福祉人材の確保・養成を行った。 ・福祉人材無料職業紹介事業 相談件数 2,769件 ・社会福祉事業従事者等に対する研修 研修会等開催回数 11回 ・福祉人材確保相談事業 相談会等開催回数 25回	36,966	35,138	健康福祉政策課
青森県介護実習・普及センター事業	県民に対し介護知識・技術を普及するため、高齢者介護の実習等の事業を実施した。(社会福祉法人青森県社会福祉協議会に事業委託)	4,961	4,898	高齢福祉保険課
青森県長寿社会振興センター運営事業	高齢者が知識と経験を活かし、生涯を健康で生きがいをもって社会活動を行っていくための各種事業を実施した。(社会福祉法人青森県すこやか福祉事業団に事業委託) 平成27年度に実施した主な事業 ・あおりシニアフェスティバル ・青森シニアカレッジ ・高齢者ラジオ放送講座 ・全国健康福祉祭(ねんりんピック)派遣	18,104	37,260	高齢福祉保険課
バリアフリーマップ運用管理事業	県内の公共施設、公共交通機関、道路、公園等のバリアフリー化について実態調査した結果をホームページで公開した。	1,026	1,026	障害福祉課
盲女性家庭生活訓練事業	視覚障害者の女性を対象に、家庭内での日常生活に必要なことに関する講習会等を開催した。	53,735	53,735	障害福祉課 指定管理業務
障害者社会参加推進センター運営事業	障害者の社会参加を推進するため、青森県身体障害者福祉センターねむのき会館に障害者社会参加推進センターを設置するほか、青森県障害者社会参加推進協議会の設置・運営や、障害者110番運営事業等を行った。	518	518	障害福祉課
(再掲) 外国語青年招致事業	国際時代に対応した行政施策の推進や語学指導等を行うため、県、県教育委員会、市町村等に国際交流員(CIR)、外国語指導助手(ALT)を配置した。 ・CIR 計16人(女性10人、男性6人) ・ALT 計129人(女性61人、男性68人)	3,644	3,644	誘客交流課
国際交流ラウンジの管理運営事業	県民の国際交流・国際理解の促進を図り、県民と県内在住外国人等との交流の場を提供するため、各種相談窓口、資料閲覧コーナー等の機能を備えた国際交流ラウンジの管理運営を行った。(公財)青森県国際交流協会に委託)	6,926	6,926	誘客交流課

【重点目標11】 生活上の困難に直面する男女への支援

(単位:千円)

取組・事業名	内 容	当初予算額		担当課
		H27	H28	
民生委員費市町村交付金	地区住民の生活状況の把握や要支援者に対する相談・援助等を行う民生委員・児童委員の活動等に要する経費を市町村に交付した。 ・民生委員定数：2,756名 ・相談、支援件数：68,714件 ・活動日数：延べ265,340日（※青森市を除く。）	137,013	137,013	健康福祉政策課
母子家庭等就業・自立支援センター	母子家庭の就業技能の習得により自立の促進を図るため、以下の事業を実施した。 各種講習会等の実施 ・受講費補助型講習会 参加者 5名 ・医療事務講習会 参加者21名 ・調理師試験準備講習会 参加者 3名 ・パソコン講習会 参加者 21名 相談事業（法律、就業、一般）の実施 ・相談者数 194名 ※公益財団法人青森県母子寡婦福祉連合会への委託事業	10,383	13,188	こどもみらい課
ひとり親家庭等日常生活支援事業	母子家庭、寡婦および父子家庭に介護人を派遣し、無料で必要な介護や保育を行ったり、家事援助を行った。	325	1,992	こどもみらい課
ひとり親家庭等医療費助成事業	母子家庭、父子家庭等の健康保持と福祉の増進を図るため、医療費の助成を行った。	454,076	469,890	こどもみらい課
母子父子寡婦福祉資金貸付	母子家庭・寡婦及び父子家庭に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため、母子福祉資金、寡婦福祉資金及び父子福祉資金の貸付を行った。	385,474	369,381	こどもみらい課
児童扶養手当の支給	父又は母と生計を同じくしていない児童が養育される家庭の生活の安定と自立の促進のため、児童扶養手当を支給した。	1,604,723	1,581,608	こどもみらい課
母子自立支援員による相談の実施	母子・父子家庭及び寡婦を対象に相談・就労指導等を行うため、母子自立支援員による相談を実施した。 ・相談件数 7,461件	12,421	12,436	こどもみらい課
母子自立支援プログラム策定事業	母子家庭の母の就業・自立支援策として、各福祉事務所の母子自立支援員が母子自立支援プログラム策定員の業務を兼務し、自立に意欲のある児童扶養手当受給者の相談に対して、自立支援計画書を作成し、併せて母子家庭等就業・自立支援センター事業等の必要な説明や情報提供、連絡調整を行った。	55	55	こどもみらい課
若者の社会参加促進事業	ひきこもりやニート等の困難を有する若者の社会参加を促進するため、中途退学者等の状況を把握し、若者の社会参加について考えるセミナーを幅広く展開するとともに、社会教育施設を拠点に若者と地域とのつながりを形成する以下の事業を実施した。 (1)高校教員に対する中途退学者等の状況に関する調査 ・回答件数 572件 中途退学生徒に関する回答 374件 不登校から中途退学に至った生徒に関する回答 89件 不登校生徒に関する回答 109件 (2)若者の社会参加について考えるセミナー開催 ・11月2日(月) 参加者数157名 ※委託先：青森県高等学校PTA連合会 (3)若者の拠点づくり支援 ・8実施市町(平川市、十和田市、中泊町、六戸町、南部町、板柳町、五所川原市、鱒ヶ沢町) ・参加者合計数92名	534	774	生涯学習課

【重点目標12】 地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進

(単位:千円)

取組・事業名	内 容	当初予算額		担当課
		H27	H28	
防災会議の運営	地域防災計画及び各種防災対策の充実を図るため、男女共同参画の推進及び高齢者や障害者などの多様な主体の参画を促進することとし、県防災会議の委員として自主防災組織を構成する者又は学識経験者を加えている。	469	469	防災危機管理課
体験型消防団PR事業	女性や若い世代をはじめとした消防団員の入団を促進するため、地元消防団員と大学・高校に出向き消防団の訓練を学生に体験してもらう消防団員出前体験を実施するとともに、大学祭や女性が多く集う催事等に消防団活動をPRするためのブースを出展して、大学生や女性に対する広報活動を展開する。	4,372	4,741	消防保安課
青森県幼少女女性防火委員会の運営	本県の女性防火クラブ等の健全な育成と火災予防思想の普及に寄与するため、「青森県防火の集い」を開催したほか、各種研修会等に女性防火クラブ員が参加した。 (防火の集い) 10月27日(火) 十和田市民文化センター	—	—	消防保安課
環境活動推進事業	各地域の子どもたちが、自主的に環境学習や実践活動を行う「こどもエコクラブ」の活動を支援したほか、環境活動等に関する情報を掲載したあおり地球クラブメールマガジンの発行を行った。 ・こどもエコクラブサポーター・コーディネーター研修会の開催 (10月23日ねぶたの家ワ・ラッセ(青森市)) ・あおり地球クラブメールマガジンの発行 発行回数:毎月1回、計12回 メルマガ登録者数:872件(H28年4月末)	205	199	環境政策課
環境出前講座実施事業	環境教育の機会を提供することを目的に、環境教育専門員として認定した地域の人材による小学生対象の環境出前講座を実施した。 ・実施箇所数48カ所 ・プログラム実施回数89回 ・受講者数2,496名	1,692	1,667	環境政策課
あおり共助社会づくり推進事業	地域課題に自主的・主体的に取り組むNPO法人等の活動を支援するため、県の戦略プロジェクトの趣旨に沿って新たに行われるNPO等の取組のうち優れた取組を支援した。 ・補助件数 5件	4,384	事業終了	県民生活文化課
男女の視点を活かした地域防災普及啓発事業	県内2地域において男女共同参画を推進するネットワークを生かし、男女共同参画の視点から誰もが安心して過ごすことのできる避難所づくりの研修会を開催する。 ・三八地域 10月11日(日)開催 参加者50名 講演会 講師 宮城県名取市「防災教育の市民団体 ゆりあげかもめ」代表 佐竹 悦子氏 ・西北地域 10月24日(土)開催 参加者60名 講演会 講師 減災と男女共同参画 研修推進センター 共同代表 浅野 幸子氏	490	事業終了	青少年・男女共同参画課
【H28新規】 あおり共助社会づくり基盤整備事業	社会貢献活動に対する共感獲得が可能となるよう企画立案能力等のブラッシュアップを支援するほか、資金獲得の新たな手法等の周知を図る。 ①企画立案・情報発信能力のブラッシュアップ講座の開催 ②資金獲得の手法に関するセミナーの開催 企業に勤務し、会計や情報発信等について専門知識を持つ人材(プロボノ)や知識と経験を持つ定年退職後のシニアを対象に、社会貢献活動の重要性等を啓発し、参加意欲を高める。 ①社会貢献活動参加促進研修会の開催 ②社会貢献活動(プロボノ)促進セミナーの開催 ③NPO調査	—	4,467	県民生活文化課

《基本目標V》 男女の人権が推進・擁護される社会の形成

【重点目標13】 女性に対するあらゆる暴力の根絶

(単位:千円)

取組・事業名	内 容	当初予算額		担当課
		H27	H28	
配偶者暴力相談支援センターの運営	女性相談所、6カ所の地域県民局地域健康福祉部福祉総室・福祉子ども総室、青森県男女共同参画センターの合計8カ所で、配偶者暴力相談支援センターの業務として、電話や面接によるDV被害者からの相談に応じ、一時保護、情報提供等必要な支援を行った。また、女性相談所に24時間フリーダイヤルで受け付けする「DVホットライン」を設置し、DV被害者を発見した方からの通報や緊急相談を受けた。 ・相談件数 896件	6,396	6,403	子どもみらい課
DV被害者支援事業	一時保護を受けているDV被害者や母子生活支援施設入居者等が、施設を退所後の自立を支援するため、退所後身元保証人を確保できない場合、施設長等が被保険者(身元保証人)として契約した損害保険料に対して補助した。(身元保証人対策事業費)	30	30	子どもみらい課
「第3次青森県DV防止・被害者支援計画」(DV基本計画)に基づく施策の実施	「第3次青森県DV防止・被害者支援計画」に掲げた各種施策を実施するとともに、DV防止対策推進会議を開催し、関係機関におけるDV防止対策に関する情報の共有を図り、効果的な施策の推進に取り組んだ。	273	273	子どもみらい課
ハートフルコミュニケーション推進事業	中学生を対象として、暴力予防啓発セミナーを実施し、良好なコミュニケーションについて学ぶ機会を提供した。 (東青地区) 外ヶ浜町立蟹田中学校(10月27日(火)67名) (西北地区) 板柳町立板柳中学校(11月20日(金)105名) (中南地区) 黒石市立東英中学校(12月22日(火)72名) (下北地区) 大間町立大間中学校(12月19日(土)124名) (上北地区) 三沢市立第二中学校(11月19日(木)84名) (三八地区) 南部町立南部中学校(10月28日(水)46名)	827	785	子どもみらい課
DV防止広報事業	DV防止リーフレット等を作成・配布し、DV防止について県民の正しい理解の普及に努めた。	859	956	子どもみらい課
高齢者権利擁護相談支援事業	市町村を対象に、社会福祉士及び弁護士による相談事業を実施し、高齢者虐待への対応を図った。 (公益社団法人青森県社会福祉士会に事業委託) ・FAX・電話等による相談:5件 ・専門職チーム派遣:2回	302	302	高齢福祉保険課
犯罪被害者支援事業	青森県被害者支援連絡協議会及び幹事会を開催し情報交換や情報共有を図るとともに、公益社団法人あおもり被害者支援センターと連携した被害者支援活動を展開している。また、被害者等の精神的・経済的被害を軽減するため、診断書料等の県費負担、女性職員の被害者支援要員による被害者への付き添い、情報提供等を実施しているほか、警察職員である臨床心理士によるカウンセリング、女性警察官が相談に応じる女性被害相談所、性犯罪被害110番を設置するなど被害者支援体制を整備している。	—	—	県警教養課
ストーカー対策事業	積極的な広報活動により、ストーカー事案の早期相談を呼びかけたほか、ストーカー・DV担当警察職員を対象に研修会を開催し、相談対応能力の向上を図るとともに、警察署に女性アドバイザーを配置して、ストーカー・DV相談等の女性対象暴力相談体制を整備している。 ・人身安全関連事業担当者研修会 4月18日(月) 県警察学校(青森市)	1,073	488	県警生活安全企画課

【重点目標14】 メディアにおける男女共同参画の推進

(単位:千円)

取組・事業名	内 容	当初予算額		担当課
		H27	H28	
公的広報表現ガイドライン	職員一人ひとりが男女共同参画の意識を持って県の文書・刊行物等を作成できるよう、平成14年度に作成した「公的広報表現ガイドライン」を知事部局、教育庁、警察本部、各種委員会、県内市町村、都道府県、関係機関等に配布している。	—	—	青少年・男女共同参画課
有害図書等点検・立入調査事業	青森県青少年健全育成条例に基づき青少年の健全な育成を阻害するおそれのある図書類等の指定と自動販売機等に収納されている図書類等の点検を行った。 ・条例第12条に基づく図書類の指定雑誌23冊 ・図書类等収納自動販売機設置台数 69台 設置箇所 20箇所(県内11市町村)	1,277	1,262	青少年・男女共同参画課

【重点目標15】 生涯を通じた男女の健康支援

(単位：千円)

取組・事業名	内 容	当初予算額		担当課
		H27	H28	
生活習慣病対策の推進	生活習慣病の予防のため、肥満予防などの対策を実施している。また、健診等のデータの集計分析により、総合的な地域診断を行う手法を確立し、地域への普及定着を図るとともに、健康づくりや生活習慣病に関するヘルスリテラシー（健やか力）の推進を図った。	189,477	159,746	がん・生活習慣病対策課
がん検診の推進	がん検診従事者を対象とした講習会を委託により開催し、検診従事者の質の底上げによる、県全体のがん検診の精度の向上を図った。 ・青森県総合健診センター委託による開催 5回 ・日本臨床細胞学会青森県支部による開催 1回 ・青森県診療放射線技師会による開催 1回	996	996	がん・生活習慣病対策課
喫煙対策推進事業	未成年者や事業所等を対象とした防煙教室や禁煙教室、地域住民、学校関係者等を対象とした研修会等を開催し、喫煙に関する知識の普及啓発を図った。 ・防煙教室 19回 （開催回数：弘前保健所 3回、八戸保健所 10回、上十三保健所 4回、むつ保健所 2回） ・禁煙教室 4回 （開催回数：東地方保健所 2回、むつ保健所 2回） ・研修会 10回 （開催回数：八戸保健所 1回、五所川原保健所 4回、上十三保健所 1回、むつ保健所 4回） ・未成年者喫煙防止対策検討会の開催 7月8日（水） 青森国際ホテル 2月29日（月） 青森国際ホテル	3,214	3,221	がん・生活習慣病対策課
特定健診・特定保健指導の推進	市町村が、生活習慣病を予防するための特定健康診査・特定保健指導に要する費用の一部を負担するとともに、取組が効率的かつ効果的に実施されるよう支援した。	228,441	242,944	高齢福祉保険課
妊産婦の健康支援	妊産婦情報共有システムにより、医療と保健関係者が妊産婦に係る情報共有を図り、妊産婦が安心して妊娠・出産の時期を過ごすための連携強化に努めた。 また、地域における母子保健の課題を共有、産後うつ病の予防対策等の検討を行うためのネットワーク会議等を開催した。 ・ネットワーク会議開催期間：4月～3月 ・6保健所管内で計8回開催	991	1,943	こどもみらい課
母子の保健指導及び相談事業	女性が安心して子どもを産み、育てるための保健指導として、療育相談、長期療養児療育相談指導などを実施した。	674	610	こどもみらい課
特定不妊治療費助成事業	特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）を受けている夫婦の経済的負担の軽減を図るため治療費の一部を助成した。	136,267	134,025	こどもみらい課
乳幼児はたつらつ育成事業	子育てに係る経済的負担の軽減を図り、身体、知能、情操の発達に関して重要な乳幼児の健康の保持増進及び出生育児環境の整備を図るため、市町村が実施する乳幼児医療費給付事業に対し、補助を行った。	634,493	632,986	こどもみらい課
不妊専門相談センター事業	不妊に悩む男女に対して不妊治療等の情報や最新の治療方法を紹介し、安全な妊娠、出産を支援するため、専門機関による不妊治療等の相談窓口を弘前大学医学部附属病院に開設している。	1,438	1,435	こどもみらい課
自殺対策事業	1. 心のヘルスアップ事業 青森県自殺対策連絡協議会の開催 2. 自殺対策重点化事業 （1）「ゲートキーパーの輪を広げよう」強化事業 （2）モデル市町村における高齢者うつスクリーニング事業 （3）自殺未遂者支援対応力向上事業 （4）自殺対策基盤強化事業 3. 地域自殺対策強化事業 （1）生活と健康をつなぐ法律相談事業 （2）あおもりのちの電話相談事業費補助 （3）自殺防止対策取り組み検証事業 （4）市町村地域自殺対策強化事業費補助 4. 明日を生きる力アップ推進事業	60,621	54,496	障害福祉課
定期健康診断等の実施	健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養い、心身の調和的発達を図るという教育の目標を踏まえ、子どもの教育を円滑に行うための保健管理を行うとともに、子どもが一連の健康診断等を通して、自分の成長を知り、生涯にわたる健康の保持増進のために必要な実践力を育成できるよう努めていく。	81,628	80,387	スポーツ健康課

【重点目標15】 生涯を通じた男女の健康支援

(単位:千円)

取組・事業名	内 容	当初予算額		担当課
		H27	H28	
薬物乱用防止に関する教職員研修の実施	<p>学校教育における薬物乱用防止教育の一層の充実を図るため、学校の教員等を対象に薬物乱用防止教育研修会を実施し、指導者の資質の向上に努めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・薬物乱用防止教育研修会（1回） 期日：11月10日（火） 会場：青森県総合学校教育センター（青森市） 参加者数：235人 【女性参加者数77人（32.8%）男性参加者数158人（67.2%）】 	0	197	スポーツ健康課
性に関する指導	<p>県内6地区に学校医として産婦人科医を配置し、生徒・教職員及び保護者等に対し各校の実態にあわせて性に関する指導等の推進を図っている。</p> <p>また、生徒に対して、人間の性に関する基礎知識を教育し、適切な意志決定や行動選択ができるように指導の充実を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県立学校延べ71校に対して「思春期のこころとからだ」などの内容で指導した。 	1,001	1,021	スポーツ健康課
性に関するセミナーの実施	<p>児童生徒に対し、性（命をはぐくむ）教育の指導の中心的立場にある教員等を対象とした研修会を開催し、指導者の資質の向上に努めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性に関するセミナー（1回） 期日：7月16日（木） 会場：青森県総合社会教育センター（青森市） 参加者数：48人【女性参加者数41人（85.4%）男性参加者数7人（14.6%）】 	320	350	スポーツ健康課

5 青森県男女共同参画センターの事業

「青森県男女共同参画センター(愛称:アピオあおもり)」は、青森県の男女共同参画推進の拠点施設として、様々な事業を体系的・総合的に推進している。効率的な施設運営に向けて平成18年度から、指定管理者制度を導入している。

(1)指定管理業務

取組・事業名	内 容	備考
相談事業	<ul style="list-style-type: none"> 電話相談・面接相談(予約制)の実施 専門相談(法律相談・こころの相談)の実施 法律相談は、県内3市(青森市・弘前市・八戸市)において実施した。 配偶者暴力相談支援センターとしての相談業務の実施 相談室の企画運営による講座の開催 「女性弁護士による離婚をめぐる法律講座&法テラス青森無料法律相談」(全2回) 開催日:①6月25日(金)、②10月3日(土) 場 所:①はっち(八戸市) ②アピオあおもり(青森市) 講 師:①小野晶子弁護士、②乙山直美弁護士 「デートDV理解と人権感覚、支援のコツ」 開催日:1月7日(木) 場 所:アピオあおもり(青森市) 講 師:伊田広行(神戸大学、立命館大学非常勤講師) 子育て中のシングルマザーのためのちょっとホットタイム 開催日:5月31日(日)、7月26日(日)、10月4日(日)、11月29日(日)、1月31日(日)、3月27日(日) 場 所:アピオあおもり(青森市) 対 象:子育て中のシングルマザー 相談窓口を周知するリーフレットの作成 	
情報提供事業	<ul style="list-style-type: none"> 情報誌発行 情報誌「クローバーあおもり」の発行(年2回8月・2月、各5,000部) 県内の地域バランスを考慮した掲載内容とするため、県内各地域から募集した編集スタッフにより企画・編集を行った。 情報ライブラリーの運営 図書等の選定・購入、蔵書点検・整理、女性問題や男女共同参画に関する行政資料等情報の収集及び提供、展示パネルの展示・貸出、図書情報のレファレンス等を行った。 ホームページの運営 青森県男女共同参画センターのホームページによる情報発信、メールマガジンの発信を行った。 アピオ・シアターの開催 映画の中に描かれている人物の生き方を通して、「自分らしい生き方」や「男女共同参画」を意識してもらえる機会を提供した。 ・実施回数 5回 ・参加者 のべ315人 	
普及啓発事業	<ul style="list-style-type: none"> パートナーセッションの開催 広く県民に男女共同参画の普及啓発を図るための講演会等を「アピオあおもり秋まつり」として開催した。実施にあたっては、登録団体を中心とする企画委員会を組織した。 ・開催日:11月8日(日) ・場 所:アピオあおもり(青森市) ・参加者:1,900人 ・講 演:村木厚子(前厚生労働事務次官) 地域ネットワーク活動支援事業企画運営 男女共同参画ネットワークの学習会等を通して、各団体及び個人が男女共同参画に関する知識の向上と課題解決型実践的取組についての学習を深め、地域の課題解決につなげる力を習得する機会とした。なお、講演終了後、講演テーマをもとにワークショップを実施し、課題解決策について考える機会とした。 ・西北地域男女共同参画ネットワーク学習会 開催日:平成27年10月24日(土) 場 所:鯉ヶ沢町中央公民館 大会議室 講 師:奥村 雅美(だしソムリエ/そば職人) 下北地域男女共同参画ネットワーク学習会 開催日:平成27年10月29日(木) 場 所:むつ市役所 講 師:木村隆次(青森県介護支援専門員協会副会長/青森県薬剤師会会長) 三八地域男女共同参画ネットワーク学習会 開催日:平成27年11月21日(土) 場 所:八戸市福祉公民館 講 師:大西晶子(SEEDS NETWORK代表/集会所Indriya) 上十三地域男女共同参画ネットワーク学習会 開催日:平成27年12月6日(日) 場 所:柏葉館 講 師:野崎さち子(かみきたビクウーマンの会) 東青地域男女共同参画ネットワーク学習会 開催日:平成27年12月11日(金) 場 所:アピオあおもり 講 師:佐藤恵子(元青森県立保健大学教授/NPO法人ウィメンズネット青森理事長) 中南地域男女共同参画ネットワーク学習会 開催日:平成28年3月4日(金) 場 所:板柳町多目的ホールあぶる 講 師:船木昭夫(青森大学社会学部教授) 	
学習・人材育成事業	<ul style="list-style-type: none"> あおもりウィメンズアカデミーの実施 政策・方針決定過程へ参画できる女性人材を育成するため、地域課題の解決に向けた実践方法等に関する講座を県内3地区(青森市、むつ市、大鰐町)で開催した。 ・実施期間:7月~11月 ・講座数:20講座 ・受講生:36人 	

(2)その他事業

取組・事業名	内 容	備考
高校生・大学生のための男女共同参画啓発事業	<p>・大学生のための将来設計セミナー 青森中央学院大学と共催で実施。就職活動を控えた大学生が現下の厳しい雇用環境等の社会の現状、多様な生き方や価値観及びその底流にある男女共同参画の大切さについて学び、ライフステージの早い段階から将来の選択肢を見出していく機会として開催。 開催日：7月31日（金） 開催場所：青森中央学院大学 参加者：65人</p> <p>・大学生プレゼンツ！元気フェスタ 青森県の重要課題である「短命県返上」の一環として、男女共同参画及び子育て支援の観点から、県内の大学生とともに「生涯を通じた男女の健康支援」に取り組み、地域住民の「ヘルスリテラシー」の向上を図った。 開催日：平成27年12月26日（土） 開催場所：アビオあおもり 参加者：240人</p>	
活動支援事業	<p>・プロから学ぶお口の健康☆歯ッピー講座 （協力：ライオン株式会社、共催：NPO法人青森県消費者協会） あらゆるライフステージでの歯と口の健康を保持・増進するために、歯周病、口臭、美白に関する知識や適切な歯の磨き方を学び、男女の健康増進、生活の質の向上を目指すことを目的に実施した。 開催日：6月12日（金） 開催場所：アビオあおもり 参加者：89人</p> <p>・働く母親を応援する、男性・子どもの生活的自立支援事業 （NPO法人全国女性会館協議会・日本テトラバック株式会社助成事業） 働いている母親の両立支援の一環として、子どもを対象とした「子どもの食事づくりワークショップ」及び母親を対象とした「イージー・ヨガ」を実施。 開催日：6月7日（日） 開催場所：アビオあおもり（青森市） 参加者：親子10組</p>	
平成27年度女性就業支援全国展開事業	<p>・働く女性のメンタルヘルス・セミナー 「ココロとからだのサプリ」 30～40代の働く女性に焦点をあて、年代による体調の変化に気づき、ストレスの要因を明らかにし、適切な対処法を実践することでストレスと上手に向き合い、軽減させ、働く女性が生涯を通じ、健康で充実した日々を過ごせるよう、学ぶ機会として実施した。 開催日：平成28年1月16日（土） 開催場所：アビオあおもり 大研修室2</p>	
相談員研修	<p>・相談員研修～複雑・多様化する女性の悩みに対応できる相談員のスキルアップ研修～ 女性に対する暴力や女性の貧困など、喫緊の課題解決に必要な知識・技能取得のための専門的・実践的な研修を実施した。 開催日：3月24日（木） 開催場所：アビオあおもり 参加者：相談員等 44人</p>	

第 3 部

資 料 編

1 市町村における男女共同参画の状況

(1) 男女共同参画に関する条例の制定状況

(平成28年4月1日現在)

市町村	条例名称	公布日	施行日
八戸市	八戸市男女共同参画基本条例	平成13年9月27日	平成13年10月1日
むつ市	むつ市男女共同参画推進委員会条例	平成24年9月27日	平成24年9月27日

資料：青少年・男女共同参画課

(2) 男女共同参画基本計画の策定状況

市町村名	男女共同参画に関する基本計画等	計画期間
青森市	青森市男女共同参画プラン2020	平成28年度～平成32年度
弘前市	弘前市男女共同参画プラン	平成24年度～平成29年度
八戸市	第3次八戸市男女共同参画基本計画 ～男女共同参画社会をめざすはちのへプラン2012～	平成24年度～平成28年度
黒石市	第2次くろいし男女共同参画推進プラン	平成24年度～平成31年度
五所川原市	五所川原市男女共同参画計画	平成24年度～平成28年度
十和田市	第2次十和田市男女共同参画社会推進計画 ～「女(ひと)と男(ひと)」がともに輝くまち～	平成24年度～平成33年度
三沢市	第2次みさわハーモニープラン ～男女共同参画社会をめざして～	平成24年度～平成33年度
むつ市	第2次むつ市男女共同参画推進基本計画 ～新むつみあいプラン～	平成25年度～平成34年度
つがる市	つがる市男女共同参画プラン ～人間(ひと)を尊重し、思いやりと優しさにあふれるまち～	平成19年度～平成28年度
平川市	第2次平川市男女共同参画推進プラン ～互いに認め、支えあう、男女(ひと)がきらめく平川市～	平成24年度～平成28年度
平内町	第2次平内町男女共同参画プラン	平成24年度～平成33年度
今別町	第2次今別町男女共同参画推進計画 ～わかち合い・ささえ合う男女共同参画社会を目指して～	平成26年度～平成30年度
蓬田村	第2次蓬田村男女共同参画推進計画 ～みんなが輝き、ともに支える社会を目指して～	平成26年度～平成36年度
外ヶ浜町	外ヶ浜町男女共同参画推進計画	平成23年度～平成32年度
鱒ヶ沢町	鱒ヶ沢町男女共同参画推進プラン ～尊重・参画・連携協働による良好な関係構築をめざして～	平成24年度～平成33年度
深浦町	深浦町男女共同参画推進プラン	平成24年度～平成33年度
西目屋村	西目屋村男女共同参画推進計画	平成23年度～平成32年度
藤崎町	藤崎町男女共同参画推進計画	平成23年度～平成32年度
大鰐町	大鰐町男女共同参画推進計画	平成23年度～平成32年度

田舎館村	田舎館村男女共同参画推進計画	平成23年度～平成32年度
板柳町	板柳町男女共同参画推進計画	平成24年度～平成33年度
鶴田町	鶴田町男女共同参画推進計画	平成24年度～平成33年度
中泊町	中泊町男女共同参画推進プラン ～豊かで活力ある男女共同参画社会をめざして～	平成23年度～平成32年度
野辺地町	野辺地町男女共同参画基本計画 ～お互いを理解・尊重し協働で創る明るく元気ある未来～	平成24年度～平成33年度
七戸町	第2次七戸町男女共同参画基本計画 ～心豊かで思いやりのある暮らしを目指して～	平成26年度～平成35年度
六戸町	六戸町男女共同参画推進計画	平成24年度～平成33年度
横浜町	横浜町男女共同参画基本計画	平成24年度～平成33年度
東北町	東北町男女共同参画プラン ～“あきらめ”から“チャレンジ”のステージへ～	平成24年度～平成33年度
六ヶ所村	六ヶ所村男女共同参画社会基本計画 ～男女共同で 繋ぐところ 地域の和～	平成23年度～平成32年度
おいらせ町	第二次おいらせ町男女共同参画プラン ～自分らしく 一人ひとりが輝くまち 共にささえ 共に暮らす 笑顔あふれるまち～	平成26年度～平成30年度
大間町	大間町男女共同参画推進計画	平成23年度～平成32年度
東通村	東通村男女共同参画推進計画 ～男女が共に支え合い、喜びを分かち合うために～	平成26年度～平成30年度
風間浦村	風間浦村男女共同参画推進計画	平成23年度～平成32年度
佐井村	佐井村男女共同参画社会基本計画～女性がいきいきと活躍するむら～	平成23年度～平成32年度
三戸町	三戸町男女共同参画社会基本計画 ～女性が活躍できるステージ さんのへ～	平成22年度～平成31年度
五戸町	五戸町男女共同参画推進計画	平成23年度～平成32年度
田子町	田子町男女共同参画計画 ～手をつなぎ 共に歩もう ゆとりと活気のある町(たっこ)～	平成24年度～平成33年度
南部町	南部町男女共同参画社会基本計画 ～人権の尊重と男女共同参画社会を目指して～	平成21年度～平成30年度
階上町	階上町男女共同参画推進プラン ～“自分らしく”男女がともに輝けるまちをめざして～	平成24年度～平成33年度
新郷村	新郷村男女共同参画推進計画	平成23年度～平成28年度

資料：青少年・男女共同参画課

(3) 市町村議会議員の状況

(平成28年4月1日現在)

市町村名		議 員			市町村名		議 員		
		現員数	女性数 (割合%)	男性数 (割合%)			現員数	女性数 (割合%)	男性数 (割合%)
市部 (10)	青森市	35	6(17.1)	29(82.9)	上北郡 (7)	野辺地町	12	0(0)	12(100)
	弘前市	28	2(7.1)	26(92.9)		七戸町	16	1(6.3)	15(93.8)
	八戸市	32	5(15.6)	27(84.4)		六戸町	12	0(0)	12(100)
	黒石市	16	3(18.7)	13(81.3)		横浜町	10	0(0)	10(100)
	五所川原市	26	1(3.8)	25(96.2)		東北町	16	0(0)	16(100)
	十和田市	21	1(4.8)	20(95.2)		六ヶ所村	18	0(0)	18(100)
	三沢市	18	2(11.1)	16(88.9)		おいらせ町	16	0(0)	16(100)
	むつ市	26	3(12.0)	23(88.0)	下北郡 (4)	大間町	10	0(0)	10(100)
	つがる市	20	2(10.0)	18(90.0)		東通村	13	0(0)	13(100)
	平川市	20	3(15.0)	17(85.0)		風間浦村	8	0(0)	8(100)
				佐井村		8	0(0)	8(100)	
東津軽郡 (4)	平内町	14	1(7.1)	13(92.9)	三戸郡 (6)	三戸町	14	0(0)	14(100)
	今別町	7	0(0)	7(100)		五戸町	18	0(0)	18(100)
	蓬田村	7	0(0)	7(100)		田子町	10	0(0)	10(100)
外ヶ浜町	11	0(0)	11(100)	南部町		16	1(6.3)	16(93.8)	
西津軽郡 (2)	鯨ヶ沢町	12	1(8.3)	11(91.7)		階上町	14	0(0)	14(100)
	深浦町	12	1(8.3)	11(91.7)		新郷村	7	1(14.3)	6(85.7)
中津軽郡 (1)	西目屋村	6	1(16.7)	5(83.3)					
南津軽郡 (3)	藤崎町	14	1(7.1)	13(92.9)	市議会計	242	28(11.6)	214(88.4)	
	大鰐町	11	0(0)	11(100)	町村議会計	359	10(2.8)	349(97.2)	
	田舎館村	8	0(0)	8(100)	市町村合計	601	38(6.3)	563(94.7)	
北津軽郡 (3)	板柳町	12	1(8.3)	11(91.7)					
	鶴田町	12	1(8.3)	11(91.7)					
	中泊町	15	0(0)	15(100)					

資料：青少年・男女共同参画課

(4) 庁内推進体制整備状況

(平成28年4月1日現在)

市 町 村	庁 内 連 絡 会 議	設置年月
黒 石 市	黒石市男女共同参画推進本部	平成14年5月
三 沢 市	みさわハーモニープラン推進会議	平成14年11月
平 川 市	平川市男女共同参画検討会議	平成18年11月
野 辺 地 町	野辺地町女性行政連絡協議会	平成11年11月
東 北 町	東北町男女共同参画推進会議	平成18年5月

資料：青少年・男女共同参画課

(5) 諮問機関設置状況

(平成28年4月1日現在)

市 町 村	諮 問 機 関	設置年月
八 戸 市	八戸市男女共同参画審議会	平成13年10月
弘 前 市	弘前市男女共同参画プラン懇話会	平成26年4月
黒 石 市	黒石市男女共同参画審議会	平成14年6月
五所川原市	五所川原市男女共同参画推進委員会	平成18年3月
む つ 市	むつ市男女共同参画推進委員会	平成14年7月
つ が る 市	つがる市男女共同参画推進委員会	平成17年12月
平 川 市	平川市男女共同参画推進会議	平成19年1月

資料：青少年・男女共同参画課

(6) 男女共同参画・女性のための総合的な施設

(平成28年4月1日現在)

市 町 村	施 設 名	設置年月日	運営主体
青 森 市	青森市男女共同参画プラザ (カダール)	平成13年 1月26日	青森市
弘 前 市	弘前市民参画センター	平成12年10月29日	弘前市

資料：青少年・男女共同参画課

(7) 市町村男女共同参画行政担当窓口

(平成28年4月1日現在)

市町村名	担当課	電話番号	郵便番号	所在地
青森市	人権男女共同参画課	017-734-2296	030-8555	中央1-22-5
弘前市	市民協働政策課 市民参画センター	0172-31-2500	036-8355	元寺町1-13
八戸市	市民連携推進課	0178-43-9217	031-8686	内丸1-1-1
黒石市	企画課	0172-52-2111 (内238)	036-0396	市ノ町11-1
五所川原市	企画課男女共同参画室	0173-35-2111 (内2156)	037-8686	岩木町12
十和田市	総務課	0176-51-6702	034-8615	西十二番町6-1
三沢市	広報広聴課	0176-53-5111 (内345)	033-8666	桜町1-1-38
むつ市	市民連携課	0175-22-1111 (内2152)	035-8686	中央1-8-1
つがる市	企画調整課	0173-42-2111 (内352)	038-3192	木造若緑61-1
平川市	総務課	0172-44-1111 (内1353)	036-0104	柏木町藤山25-6
平内町	総務課	017-755-2111 (内227)	039-3393	小湊字小湊63
今別町	町民福祉課	0174-35-3004	030-1502	今別字今別167
蓬田村	総務課	0174-27-2111 (内254)	030-1211	蓬田字汐越1-3
外ヶ浜町	総務課	0174-31-1111 (内212)	030-1393	蟹田高銅屋44-2
鱒ヶ沢町	政策推進課	0173-72-2111 (内229)	038-2792	本町209-2
深浦町	総合戦略課	0173-74-2122 (内265)	038-2324	深浦字苗代沢84-2
西目屋村	住民課	0172-85-2803 (内123)	036-1492	田代字稲元144
藤崎町	教育委員会生涯学習課	0172-65-3100	038-1214	常盤字三西田35-1
大鰐町	総務課	0172-48-2111 (内116)	038-0292	大鰐字羽黒館5-3
田舎館村	総務課	0172-58-2111 (内222)	038-1113	田舎館字中辻123-1
板柳町	教育委員会生涯学習課	0172-72-1800	038-3672	灰沼字岩井61
鶴田町	教育委員会社会教育班	0173-22-2111 (内215)	038-3595	鶴田字早瀬200-1
中泊町	総務課	0173-57-2111 (内118)	037-0392	中里字紅葉坂209
野辺地町	教育委員会社会教育・スポーツ課	0175-64-2119 (内14)	039-3131	野辺地1-15
七戸町	企画調整課	0176-68-2940	039-2792	森ノ上131-4
六戸町	総務課	0176-55-3111 (内212)	039-2392	犬落瀬字前谷地60
横浜町	企画財政課	0175-78-2111 (内322)	039-4145	寺下35
東北町	企画課	0176-56-3111 (内231)	039-2492	上北南4-32-484
六ヶ所村	教育委員会社会教育課	0175-72-2111 (内518)	039-3212	尾駱字野附478-2
おいらせ町	企画財政課	0178-56-2111 (内219)	039-2192	中下田135-2
大間町	総務課	0175-37-2111 (内14)	039-4601	大間字大間104
東通村	経営企画課	0175-27-2111 (内222)	039-4292	砂子又字沢内5-34

風間浦村	総務課	0175-35-2111	039-4502	易国間字大川目 28-5
佐井村	総合戦略課	0175-38-2111 (内 23)	039-4711	佐井字糠森 20
三戸町	まちづくり推進課	0179-20-1117 (内 2234)	039-0198	在府小路町 43
五戸町	企画振興課	0178-62-2111 (内 234)	039-1513	古館 21-1
田子町	政策推進課	0179-32-3111 (内 216)	039-0292	田子字天神堂平 81
南部町	住民生活課	0179-34-2509	039-0195	沖田面字沖中 46
階上町	総務課	0178-88-2112 (内 212)	039-1201	道仏字天当平 1-87
新郷村	総務課	0178-78-2111 (内 155)	039-1801	戸来字風呂前 10

区分	市	町	村	計	比率
首長部局	10	18	7	35	87.5%
教育部局	0	4	1	5	12.5%
計	10	22	8	40	100%

資料：青少年・男女共同参画課

参考資料

(1) 青森県男女共同参画推進条例

平成13年7月4日
青森県条例第50号

私たちが目指す二十一世紀の社会は、真の男女平等が達成され、かつ、男女が共に個人として尊重される男女共同参画社会である。それは、すべての人が、性別にかかわらず個人として尊重され、自らの意思と選択に基づいて自分らしく生きることができる社会である。

青森県においても、国際社会や国の動向を踏まえつつ、男女平等の実現を目指して着実に取組を進めてきた。しかし、依然として性別による固定的な役割分担意識やこれに基づく社会慣行が根強く存在し、真の男女平等の実現には多くの課題が残されている。

少子高齢化の進展等急速に変化する経済・社会環境の下で、本県の未来に明るい展望を拓き、先人たちが築き上げた古からの文化や歴史と、世界に誇り得る豊かな自然を享受しながら、次世代を担う子どもが健やかに生まれ心豊かに育まれ、将来にわたって活力にあふれる地域社会を築いていくためには、男女が共に、家庭、職場、地域など社会のあらゆる分野の活動に対等な立場で参画し、喜びと責任を分かち合う男女共同参画を進めていくことが重要である。

このような認識に立ち、ここに、私たちは男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、県、事業者及び県民の取組を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、男女共同参画の推進について、基本理念を定め、並びに県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の形成に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、並びに当該機会が確保されることにより男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受し、かつ、共に責任を担うことをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第三条 男女共同参画の推進は、男女が性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮できる機会が確保されること、夫婦・男女間の暴力が根絶されることその他男女の人権が尊重されることを基本として行われなければならない。

- 2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画の推進を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするよう配慮されなければならない。
- 3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを基本として行われなければならない。
- 4 男女共同参画の推進は、男女が、相互の協力と社会の理解の下に、子どもを健やかに養育すること、家族を介護することその他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを基本として行われなければならない。
- 5 男女共同参画の推進は、男女が互いの身体的特徴を理解し合うことにより、生涯にわたる健康と権利が尊重されることを基本として行われなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める男女共同参画の推進についての基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及びこれを実施

するものとする。

(事業者の責務)

第五条 事業者は、基本理念に基づき、その事業活動に関し、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めるとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(県民の責務)

第六条 県民は、基本理念に基づき、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めるとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(男女共同参画の状況等の公表)

第七条 知事は、毎年、男女共同参画の状況、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等を公表しなければならない。

(基本計画)

第八条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、その施策に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 男女共同参画の推進に関する施策の大綱に関する事項
- 二 男女共同参画の推進に関する施策の実施についての総合調整に関する事項
- 三 その他男女共同参画の推進に関する施策の推進のために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、青森県男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、県民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第九条 県は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及びこれを実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

2 県は、文書、図画等の作成に当たっては、性別による固定的な役割分担等を助長し、又は連想させるような表現を用いることにより男女共同参画の推進に影響を及ぼすことのないよう配慮するものとする。

(教育及び学習の振興等)

第十条 県は、事業者及び県民の男女共同参画についての理解を深めるため、教育及び学習の振興、広報活動の充実等必要な措置を講ずるものとする。

(苦情等の処理)

第十一条 県は、男女共同参画の推進に関する施策及び男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情並びにこれらの施策に対する意見を処理するために必要な措置を講ずるものとする。

(性別による権利侵害の防止等)

第十二条 県は、セクシュアル・ハラスメント、夫婦・男女間の暴力等の防止に努めるとともに、これらの被害を受けた者に対し、必要な支援措置を講ずるよう努めるものとする。

(調査・研究)

第十三条 県は、事業者及び県民による男女共同参画への取組に関する調査・研究その他の男女共同参画の推進に関する調査・研究を行うものとする。

(支援)

第十四条 県は、男女共同参画の推進に関する活動を行う事業者及び県民に対し、必要な助言及び協力その他の支援措置を講ずるものとする。

2 県は、市町村が男女共同参画の推進に関する施策を実施する場合には、必要な助言及び協力その他の支援措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第十五条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(2) 青森県男女共同参画推進本部設置要綱

(設置)

第1条 本県における男女共同参画に関する施策の円滑かつ効果的な推進を図るため、青森県男女共同参画推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 男女共同参画に関する施策の円滑かつ効果的な推進に関すること。

(2) その他男女共同参画に関する施策に係る重要事項に関すること

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は知事をもって充て、副本部長は副知事をもって充てる。

3 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

4 本部長は、本部を総括する。

5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長がこれを主宰する。

2 本部長は、必要に応じて関係者に本部の会議への出席を求めることができる。

(推進会議)

第5条 本部の円滑な運営を図るため、本部に推進会議を置く。

2 推進会議は、議長、副議長及び委員をもって組織する。

3 議長は環境生活部長をもって充て、副議長は青少年・男女共同参画課に係る事務を整理する環境生活部次長をもって充てる。

4 委員は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

5 議長は、推進会議を総括する。

6 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときは、その職務を代理する。

7 推進会議は、議長が必要に応じて招集し、議長がこれを主宰する。

8 議長は、必要に応じて関係者に推進会議への出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 本部の庶務は、青少年・男女共同参画課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年10月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年12月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年8月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

総務部長
企画政策部長
環境生活部長
健康福祉部長
商工労働部長
農林水産部長
県土整備部長
危機管理局長
観光国際戦略局長
エネルギー総合対策局長
出納局長
東青地域県民局長
中南地域県民局長
三八地域県民局長
西北地域県民局長
上北地域県民局長
下北地域県民局長
病院事業管理者
教育長
警察本部長

別表第2（第5条関係）

財政課長
人事課長
企画調整課長
県民生活文化課長
青少年・男女共同参画課長
健康福祉政策課長
こどもみらい課長
障害福祉課長
商工政策課長
労政・能力開発課長
農林水産政策課長
監理課長
防災危機管理課長
消防保安課長
観光企画課長
エネルギー開発振興課長
会計管理課長
東青地域県民局地域連携部長
中南地域県民局地域連携部長
三八地域県民局地域連携部長
西北地域県民局地域連携部長
上北地域県民局地域連携部長
下北地域県民局地域連携部長
病院局運営部長
教育庁教育政策課長
警察本部総務事務推進課長

(3) 青森県男女共同参画・子育て支援社会形成促進センター条例

青森県条例第1号

平成13年3月26日公布

(設置)

第1条 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会の形成（以下「男女共同参画社会の形成」という。）の促進を図るとともに、健やかに子どもを生み育てる環境づくりを推進することにより、将来の社会を担う子どもの人権が尊重されることを旨として、家庭及び地域社会がそれぞれの役割を果たし、連携して子育てを支援していく社会の形成（以下「子育て支援社会の形成」という。）の促進を図るため、男女共同参画・子育て支援社会形成促進センターを設置する。

2 男女共同参画・子育て支援社会形成促進センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
青森県男女共同参画センター	青 森 市
青森県子ども家庭支援センター	青 森 市

(業務)

第2条 青森県男女共同参画センターは、次に掲げる業務を行う。

- 一 男女共同参画社会の形成に関する総合相談に関すること。
- 二 男女共同参画社会の形成に関する学習のために必要な助言及び指導に関すること。
- 三 男女共同参画社会の形成についての基本理念の普及啓発に関すること。
- 四 男女共同参画社会の形成の促進に関する活動の支援に関すること。
- 五 男女共同参画社会の形成の促進に関する調査研究に関すること。
- 六 男女共同参画社会の形成の促進に関する情報の収集及び提供に関すること。
- 七 その他男女共同参画社会の形成の促進に関し必要な業務

2 青森県子ども家庭支援センターは、次に掲げる業務を行う。

- 一 子育て及び家庭に関する総合相談に関すること。
- 二 子育て及び家庭に関する学習のために必要な助言及び指導に関すること。
- 三 子育て支援社会の形成についての基本理念の普及啓発に関すること。
- 四 子育て支援社会の形成の促進に関する活動の支援に関すること。
- 五 子育て支援社会の形成の促進に関する調査研究に関すること。
- 六 子育て支援社会の形成の促進に関する情報の収集及び提供に関すること。

七 その他子育て支援社会の形成の促進に関し必要な業務

(使用の承認)

第3条 男女共同参画・子育て支援社会形成促進センターの別表に掲げる施設を使用しようとする者は、知事の承認を受けなければならない。

(使用料)

第4条 前条の規定により使用の承認を受けた者は、別表に定める使用料を納入しなければならない。

2 知事は、特別な理由があると認めるときは、前項の使用料の全部又は一部を免除することができる。

(使用の制限等)

第5条 知事は、男女共同参画・子育て支援社会形成促進センターを使用する者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該使用者の男女共同参画・子育て支援社会形成促進センターの使用を拒み、その使用の承認を取り消し、又はその使用を制限することができる。

一 他の使用者に迷惑をかけ、又はそのおそれがあるとき。

二 男女共同参画・子育て支援社会形成促進センターの施設、設備等をき損し、若しくは汚損し、又はそれらのおそれがあるとき。

三 この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

2 知事は、前項に規定する場合のほか、男女共同参画・子育て支援社会形成促進センターの管理運営上支障があると認めるときは、男女共同参画・子育て支援社会形成促進センターの使用を制限することができる。

(委任)

第6条 この条例及び青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例（平成17年3月青森県条例第6号）に定めるもののほか、男女共同参画・子育て支援社会形成促進センターの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成13年6月1日から施行する。

附 則（平成17年条例第6号）抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次項から附則第16項までの規定は、規則で定める日から施行する。

(平成18年規則第6号で平成18年4月1日から施行)

附 則（平成26年条例第14号）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に受けている使用の承認に係る使用料については、なお従前の例による。

別表（第3条、第4条関係）

1 イベントホール

区 分		金額（1時間につき）	
		特定活動のために使用する 場合	特定活動以外のために使用 する場合
入場料その他これに類する料金を徴収しないで使用する場合		1,330円	2,670円
入場料その他 これに類する 料金を徴収し て使用する場 合	最高額が1,000円未満のとき	1,730円	3,470円
	最高額が1,000円以上2,000円未満のとき	2,000円	4,000円
	最高額が2,000円以上3,000円未満のとき	2,400円	4,800円
	最高額が3,000円以上のとき	2,670円	5,340円

2 研修室等

区 分	金額（1時間につき）	
	特定活動のために使用する 場合	特定活動以外のために使用する 場合
大研修室1	510円	1,020円
大研修室2	510円	1,020円
小研修室1	190円	380円
小研修室2	190円	380円
小研修室3	165円	330円
和式研修室	115円	230円
保健指導室	390円	780円
調理実習室	280円	560円
工 作 室	250円	500円
講 師 控 室	125円	250円

備考 この表において「特定活動」とは、男女共同参画社会の形成又は子育て支援社会の形成の促進を図ることを目的として行う活動で知事が認めるものをいう。

(4) 青森県附属機関に関する条例（抜粋）

昭和36年1月5日
青森県条例第14号

(趣旨)

第一条 この条例は、別に定めのあるものを除くほか、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百三十八条の四第三項の規定に基づく附属機関のうち、条例で設置する知事の附属機関について、その設置、名称、担当する事務、委員の構成等及び法令の規定により設置された附属機関のうち、その組織等について条例で定めることとされている知事の附属機関の組織、会議の運営等について必要な事項を定めるものとする。

(条例で設置する附属機関の組織等)

第二条 県に別表第一に掲げる附属機関を設置し、当該附属機関において担当する事務、組織、委員等の構成、定数、任期等は、同表の当該各欄に掲げるとおりとする。

(法令で設置された附属機関の組織等)

第三条 法令の規定により設置された附属機関のうち、その組織、運営等について条例で定めることとされている附属機関(第三項に規定するものを除く。)の名称、担当する事務、組織、委員等の構成、定数、任期等は、別表第二の当該各欄に掲げるとおりとする。

- 1 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第五十八条の十三第二項の規定により、青森県麻薬中毒審査会は、知事が同法第五十八条の八第三項の規定により措置入院者につき入院を継続する必要があると認めるときに置かれるものとする。
- 2 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十六号)による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号。以下「新認定こども園法」という。)第二十五条に規定する幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関は、青森県子ども・子育て支援推進会議とする。

(会長等)

第四条 会長、委員長又は本部長(以下「会長等」という。)及び副会長又は副委員長(以下「副会長等」という。)は、別表第一及び別表第二の会長等及び副会長等の選任方法欄に掲げる選任方法により選任する。

- 2 会長等は、当該附属機関の事務を総理し、当該附属機関に代表する。
- 3 副会長等は、会長等を補佐し、会長等に事故があるとき、又は会長等が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 副会長等が二人置かれる附属機関においては、副会長等の行なう前項の職務の範囲及び職務代理の順序については、当該附属機関の会長等の定めるところによる。
- 5 法令に別に定めのあるものを除くほか、会長等及び副会長等とともに事故があるとき、若しくはともに欠けたとき、又は副会長等を置かない附属機関において当該附属機関の会長等に事故があるとき、若しくは欠けたときは、会長等があらかじめ指定する委員又は本部員がその職務を代理する。

(委員の任命等)

第五条 法令に別に定めのあるものを除くほか、委員等は、別表第一及び別表第二の委員等の構成欄に掲げる者のうちから知事が任命又は委嘱する。

- 2 委員又は本部員に欠員を生じた場合の補欠の委員又は本部員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第六条 法令に別に定めのあるものを除くほか、附属機関の会議は、必要に応じて知事が招集する。ただし、青森県地方独立行政法人評価委員会、青森県公益認定等審議会、青森県障害者施策推進協議会、青森県生活衛生適正化審議会、青森県社会福祉審議会(以下「社会福祉審議会」という。)、青森県介護保険審査会、青

- 森県救急搬送受入協議会、青森県土地利用審査会(以下「土地利用審査会」という。)、青森県都市計画審議会(以下「都市計画審議会」という。)、青森県開発審査会、青森県建築審査会及び青森県建築士審査会の会議は、必要に応じて会長(青森県地方独立行政法人評価委員会及び社会福祉審議会にあつては、委員長)が招集する。
- 2 会長等は、会議の議長となる。
 - 3 法令に別に定めのあるもの並びに青森県防災会議(以下「防災会議」という。)及び青森県石油コンビナート等防災本部(以下「防災本部」という。)の会議を除くほか、会議は、委員等(青森県地方独立行政法人評価委員会の会議の場合は委員及び議事に関係のある専門委員、青森県交通安全対策会議(以下「交通安全対策会議」という。)の会議の場合は委員及び議事に関係のある特別委員、青森県消費生活審議会(以下「消費生活審議会」という。)、青森県青少年健全育成審議会、社会福祉審議会、青森県国土利用計画審議会(以下「国土利用計画審議会」という。)及び都市計画審議会の会議の場合は、委員及び議事に関係のある臨時委員。次項において同じ。)の半数以上の出席がなければ開くことができない。
 - 4 会議(防災会議及び防災本部の会議を除く。)の議決は、出席した委員等の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、土地利用審査会の会議のうち、国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)第十二条第六項及び第十三項(同条第十五項において準用する場合を含む。)の規定による規制区域の指定及び指定の解除並びにその区域の減少に係る確認に関する会議の議決は、総委員の過半数をもって決する。
 - 5 前項ただし書の場合においては、議長は、委員として議決に加わることができる。

(青森県男女共同参画審議会の部会)

第九条 青森県男女共同参画審議会に、青森県男女共同参画推進条例(平成十三年七月青森県条例第五十号)第十一条に規定する男女共同参画の推進に関する施策及び男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情並びにこれらの施策に対する意見の処理に関する事項を調査審議するため、苦情等部会を置く。

- 2 苦情等部会に属すべき委員は、会長が指名するものとし、その数は、三人とする。ただし、男女のいずれか一方の委員の数は、一人とする。
- 3 苦情等部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 4 前項の部会長は、苦情等部会の事務を掌理する。
- 5 第三項の部会長に事故があるときは、苦情等部会に属する委員のうちから同項の部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
- 6 苦情等部会の議決は、これをもって青森県男女共同参画審議会の議決とする。

(部会等)

第三十条 法令に別に定めのあるもの及び第八条から前条までに定めのあるものを除くほか、知事は、必要があるときは、附属機関に部会、専門委員、参与、幹事等を置くことができる。

(施行事項)

第三十一条 この条例の施行について必要な事項は、知事が定める。

別表第1(第二条、第四条、第五条関係)(抜粋)

名称	担当する事務	組織	委員等の構成	定数	任期	会長等及び副会長等の選任方法
青森県男女共同参画審議会	青森県男女共同参画推進条例第8条第3項の規定によりその権限に属させられた事項、同条例第11条に規定する男女共同参画の推進に関する施策及び男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情並びにこれらの施策に対する意見の処理に関する事項その他男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議すること。	会長 委員	学識経験を有する者	15人以内。ただし、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。	2年	委員の互選

(5) 青森県男女共同参画審議会 委員名簿

任期:平成28年2月26日～平成30年2月25日

分野	氏名	役職等	備考
学術研究等	ひかげ やよい 日景 弥生	弘前大学教授	会長 苦情等部会部会長
	たかやま みつぐ 高山 貢	青森中央学院大学教授	会長代理 苦情等部会委員
	まつもと ふみ はる 松本 史晴	弁護士	苦情等部会委員
産業・労働	おがさわら ゆたか 小笠原 裕	一般社団法人青森県経営者協会専務理事	
	さくらば よういち 櫻庭 洋一	青森県商工会議所連合会常任幹事	
	すずき パテイ 鈴木 パテイ	日本労働組合総連合会青森県連合会副事務局長	
	あきば れいこ 秋庭 礼子	青森県VIC・ウーマンの会副会長	
	さとう おうこ 佐藤 央子	青森労働局雇用均等室長	
	うちだ せいご 内田 征吾	株式会社東京堂代表取締役社長	
医療・福祉・教育	ますき ひとみ 益城 妃富	社会福祉法人青森社会福祉振興団理事	
	とみやま つきこ 富山 月子	公益社団法人青森県医師会常任理事	
	さとう あきお 佐藤 昭雄	青森県高等学校長協会人権教育委員会委員長 (青森県立尾上総合高等学校長)	
地域・団体	きたむら まゆみ 北村 真夕美	青森県男女共同参画推進協議会長	
	こん ゆうき 今 有紀	会社員	
	なかじま みか 中島 美華	リポーター、司会業	

(6) 男女共同参画の推進に関する年表

年	国連・世界の動き	日本の動き	青森県の動き
1975 (昭 50)	国際婦人年 (目標: 平等、開発、平和) 国際婦人年世界会議 (メキシコシティ) 「世界行動計画」採択	婦人問題企画推進本部設置 婦人問題企画推進会議開催	
1976~1985	国連婦人の十年 (目標: 平等、発展、平和)		
1977 (昭 52)		「国内行動計画」策定 「国立女性教育会館」設置	4月 婦人行政の窓口を生活福祉部児童家庭課に設置
1979 (昭 54)	国連第 34 回総会 「女子差別撤廃条約」採決		5月 「青森県婦人問題対策推進委員会」設置
1980 (昭 55)	「国連婦人の十年」中間年世界会議 (コペンハーゲン) 「国際婦人の十年後半期行動プログラム」採択		4月 婦人行政の総合調整窓口として企画部に青少年婦人室を設置 5月 「青森県婦人行動計画」策定 6月 「青森県婦人問題行政連絡会議」設置 11月 「青森県女性団体連絡会」設立
1981 (昭 56)		「国内行動計画後期重点目標」策定	4月 青少年婦人室が企画部から生活福祉部に移管 6月 「青森県婦人行動計画推進計画」策定
1985 (昭 60)	「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	「国籍法」改正 「男女雇用機会均等法」公布 「女子差別撤廃条約」批准	7月 「国連婦人の十年」世界会議NGOフォーラムに県内の女性2名を派遣
1986 (昭 61)		婦人問題企画推進本部拡充: 構成を全省庁に拡大 婦人問題企画推進有識者会議開催	3月 青森県婦人問題対策推進委員会が「青森県の婦人対策に関する提言」を知事に提出 12月 「青森県長期総合プラン」に重点施策として婦人政策が位置付けられる。
1987 (昭 62)		「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」策定	
1989 (平元)			7月 「新青森県婦人行動計画」策定
1990 (平 2)	国連婦人の地位委員会拡大会期 国連経済社会理事会 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第 1 回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		
1991 (平 3)		「育児休業法」公布	

年	国連・世界の動き	日本の動き	青森県の動き
1992（平4）		初代婦人問題担当大臣の設置	
1993（平5）			4月 青少年婦人室から青少年女性課へ改組
1994（平6）		男女共同参画室・男女共同参画審議会（政令）・男女共同参画推進本部設置	
1995（平7）	第4回世界女性会議－平等、開発、平和のための行動（北京） 「北京宣言及び行動綱領」採択	「育児休業法」の改正（介護休業制度の法制化）	9月 第4回世界女性会議NGOフォーラムに県内女性10名を派遣
1996（平8）		男女共同参画推進連携会議発足 「男女共同参画2000年プラン」策定	4月 青少年女性課から女性政策課へ改組 「青森県婦人問題行政連絡会議」を「女性行政推進連絡会議」に改正 7月 「青森県婦人問題対策推進委員会」を「女性政策懇話会」に改正
1997（平9）		男女共同参画審議会設置（法律） 「男女雇用機会均等法」改正 「介護保険法」公布	2月 「新青森県長期総合プラン」策定。男女共同参画社会推進が戦略プロジェクトとして位置付けられる。 9月 青森県男女共同参画に関する意識調査実施
1999（平11）		「男女共同参画社会基本法」公布、施行 「食料・農業・農村基本法」公布、施行	
2000（平12）	国連特別総会「女性2000年会議」（ニューヨーク）	「男女共同参画基本計画」閣議決定	1月 「あおり男女共同参画プラン21」策定 4月 女性政策課から男女共同参画課へ改組 「男女共同参画懇話会」に改正 「青森県女性行政推進連絡会議」を「男女共同参画推進連絡会議」に改正
2001（平13）		男女共同参画会議設置 男女共同参画局設置 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 第1回男女共同参画週間 「仕事と子育ての両立支援策の方針について」閣議決定	6月 「青森県男女共同参画センター」開館 7月 「青森県男女共同参画推進条例」公布、施行 9月 「青森県に男女共同参画社会をつくる県民運動推進協議会」設立 11月 「青森県男女共同参画審議会」設置

年	国連・世界の動き	日本の動き	青森県の動き
2002 (平 14)		アフガニスタンの女性支援に関する懇談会開催	4月 男女共同参画課から青少年・男女共同参画課(男女共同参画グループ)へ改組 6月 「あおり男女共同参画プラン 21 改訂版」を策定
2003 (平 15)		「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同参画推進本部決定 「少子化社会対策基本法」公布、施行 女子差別撤廃条約実施状況第4回・5回報告審議 「次世代育成支援対策推進法」公布、施行	8月 青森県男女共同参画に関する意識調査実施 10月 「青森県男女共同参画推進本部」設置
2004 (平 16)		「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」男女共同参画推進本部決定 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正	12月 県の基本計画「生活創造推進プラン」策定、男女共同参画の推進が「5つの社会を実現するための仕組みづくり」に位置付けられる。
2005 (平 17)	国連「北京+10」閣僚級会合(ニューヨーク)	「男女共同参画基本計画(第2次)」閣議決定 「女性の再チャレンジ支援プラン」策定	12月 「配偶者からの暴力防止及び被害者支援計画」策定
2006 (平 18)		「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」男女共同参画推進本部決定 「男女雇用機会均等法」改正 東アジア男女共同参画担当大臣会合開催 「女性の再チャレンジ支援プラン」改定	4月 青森県が実施する男女共同参画の推進に関する施策等への苦情処理制度開始 4月 「青森県男女共同参画センター」に指定管理者制度導入 6月 「青森県に男女共同参画社会をつくる県民運動推進協議会」が「青森県男女共同参画推進協議会」に名称変更
2007 (平 19)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」改正 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略とりまとめ 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	3月 「あおり男女共同参画プラン 21」を「新あおり男女共同参画プラン 21」に改定 4月 配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する事務を健康福祉部へ移管
2008(平 20)		「女性の参画加速プログラム」男女共同参画推進本部決定 女子差別撤廃条約実施状況第6回報告提出	12月 「青森県基本計画未来への挑戦」策定、男女共同参画の推進が4つの分野にまたがる重要な視点として位置付けられる。

年	国連・世界の動き	日本の動き	青森県の動き
2009 (平 21)		男女共同参画シンボルマーク決定 「育児・介護休業法」改正 女子差別撤廃条約実施状況第 6 回報告審議	1 月 「配偶者からの暴力防止及び被害者支援計画」改定 7 月 青森県男女共同参画に関する意識調査実施
2010 (平 22)	国連「北京+15」記念会合（ニューヨーク）	APEC 第 15 回女性リーダーズネットワーク (WLN) 会合 第 8 回男女共同参画担当者ネットワーク (GFPN) 会合 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 「第 3 次男女共同参画基本計画」閣議決定	
2011 (平 23)	UN Women 正式発足 UN Women 日本国内委員会発足		
2012 (平 24)	第 56 回国連婦人の地位委員会 「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画～働く「なでしこ」大作戦～女性の活躍による経済活性化を推進する関係閣僚会議決定	2 月 「新あおもり男女共同参画プラン 21」を「第 3 次あおもり男女共同参画プラン 21」に改定
2013 (平 25)	UN Women 日本国内委員会を国連ウィメン日本協会に名称変更	女性の活躍を主な柱のひとつとして位置づけた「日本再興戦略」閣議決定 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」一部改正 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本的な方針」公布	12 月 「青森県基本計画 未来を変える挑戦」策定、男女共同参画の推進が、計画全体を着実に進めていくための取組として位置付けられる。
2014 (平 26)	国連アジア太平洋経済社会委員会 (E S C A P) においてアジア太平洋地域の男女共同参画の推進状況についてレビューを実施 安倍総理は、世界経済フォーラム年次会議冒頭演説で、2020 年まで、指導的地位にいる人の 3 割を女性にする旨、宣言	186 回国会安倍内閣総理大臣施政方針演説において、①全ての女性が活躍できる社会を創る。これは、安倍内閣の成長戦略の中核である。②女性を積極的に登用し、国家公務員の採用を 28 年度から、全体で 3 割にすると発表。 女性の活躍促進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針決定	3 月 「第 3 次青森県 DV 防止・被害者支援計画」改定
2015 (平 27)	第 59 回国連婦人の地位委員会 (C S W) ・北京+20	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律成立	10 月 青森県男女共同参画に関する意識調査の実施
2016 (平 28)		女性の職業生活における活躍の推進に関する法律完全施行 女性活躍加速のための重点方針 2016 策定 女性の活躍推進のための開発戦略策定	

平成28年度版
青森県の男女共同参画の現状と施策
平成29年 1 月

編集・発行 青森県環境生活部青少年・男女共同参画課

住 所 〒030-8570 青森県青森市長島1-1-1

電 話 017-734-9228

F A X 017-734-8050

E-m a i l seishonen@pref.aomori.lg.jp

※ この印刷物は、650部作成し、印刷経費は、1部あたり118.8円です。